

第9期穴水町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

穴 水 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 日常生活圏域の設定	5
7 現行の介護保険・高齢者福祉事業の体系	5
第2章 高齢者の現状と課題	12
1 人口の推移と将来推計	12
2 要支援・要介護認定者数（率）の推移と将来推計	17
3 ニーズ調査等結果から見る現状	20
4 前計画期間の評価検証	30
第3章 計画の基本理念・目標	38
1 基本理念	38
2 基本目標	38
3 施策の体系	40
第4章 施策の具体的な取り組み	41
1 基本目標1 いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちづくり	41
2 基本目標2 地域で暮らしを支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）	44
3 基本目標3 安心して介護が受けられるまちづくり	50
第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料	53
1 総人口及び高齢者人口の推計	53
2 介護保険・高齢者福祉事業の数値目標	54
3 介護保険特別会計の構造	62
第6章 計画の推進と点検体制	66
1 計画の推進と点検体制	66
2 周辺市町及び県との連携の強化	66
資料編	
1 穴水町介護保険運営委員会規則	67
2 穴水町介護保険運営委員会 （第9期穴水町介護保険事業計画等策定委員会）委員名簿	69
3 用語集	70

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、平成 12(2000)年に介護保険制度が創設され、国民共同連帯の理念に基づき、要介護者とその家族を社会全体で支える仕組みとして開始されました。以降、介護保険法は定期的に改正が行われており、その都度、時代のニーズに応じた介護保険制度へと変化を遂げています。

第 9 期計画期間中にあたる令和 7 年は、団塊の世代が全員後期高齢者となる年で、これまで以上に支援や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口は急減するため、地域の実情や人口推計に応じて注力すべき高齢者施策を検討し、介護保険制度の持続可能性の確保に向け、計画的に推進することが必要になります。

これらの課題から、国は、今期計画において「介護サービスの基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み」「地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上の推進」を見直しのポイントとして基本指針に掲げています。

令和 2(2020)年 6 月、改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）が成立しました。

市町村は、「地域共生社会（※図 1）の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複雑な生活課題について、住民や福祉関係者、そして高齢者、障がい者、児童、生活困窮など複合化した支援に対応できる包括的な支援体制を構築していく取り組みや地域づくりを推進していくことが求められています。

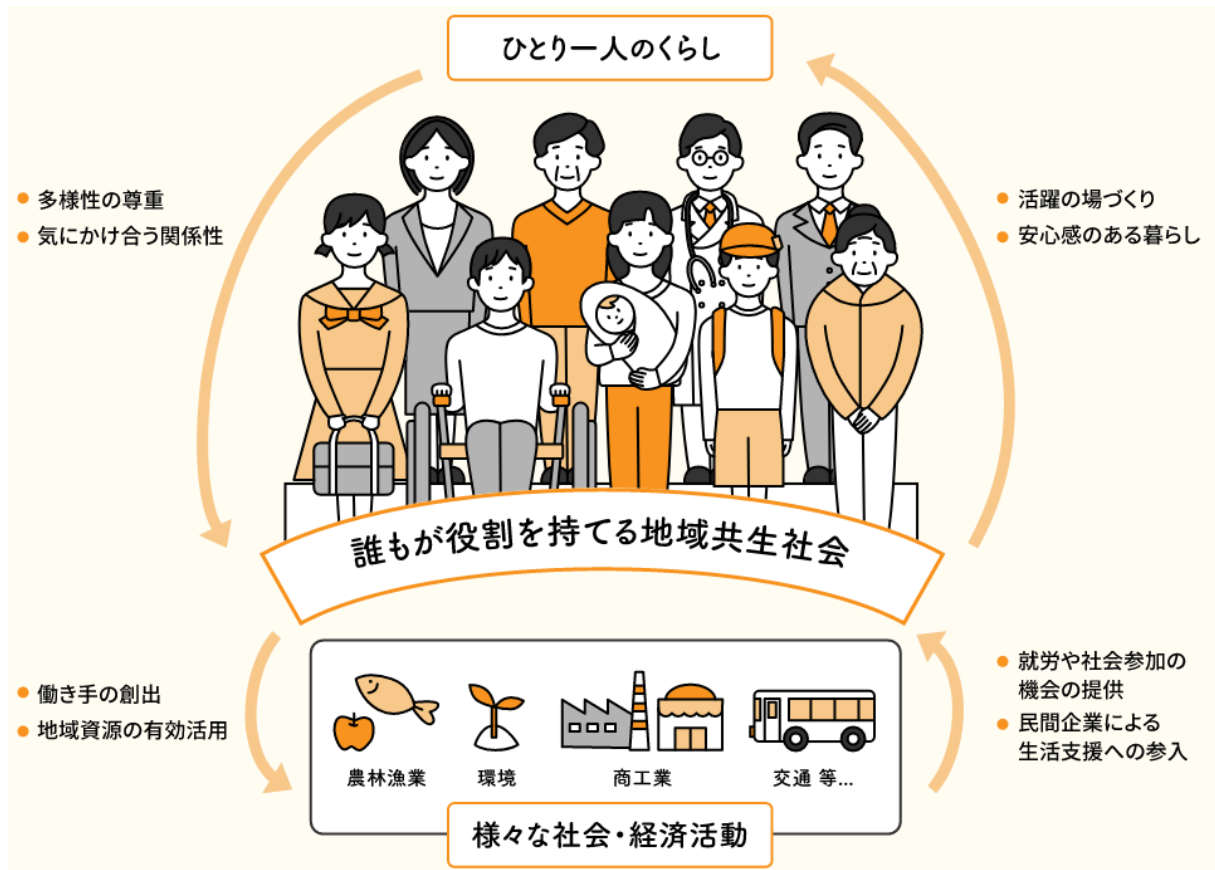
本町では、第 5 期介護保険事業計画より「共に力を合わせ支えあい安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指して取り組みを進めてきました。

また、本町の総人口は減少傾向にある中、令和 5(2023)年 4 月 1 日現在の高齢化率は 49.0%となっており、今期計画中には 50%、団塊ジュニア世代が 65 歳となる令和 22(2040)年には 55%に達すると見込まれています。

このような社会情勢の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できることを目指し、本計画を策定いたします。

図1 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域社会や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。



出典：厚生労働省

2 基本理念

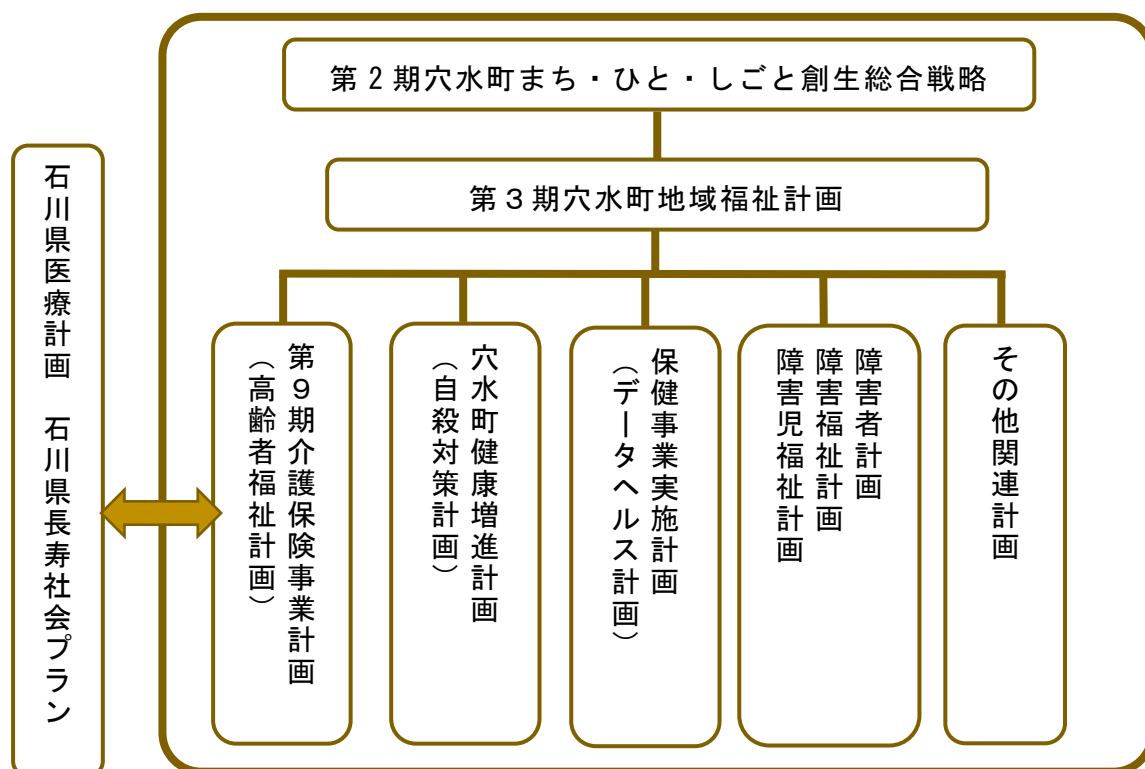
高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等が多様化している中で、高齢期を迎えても各々の豊富な知識や経験を地域社会で活かし、自分らしく生活できるような環境づくりが重要です。また、高齢者だけでなく、障がい者や子育て世代、生活困窮者など、誰もがお互いに助け合い、安心して暮らし続けていくことができる地域社会の形成を目指します。

本町では、令和2年度末に策定された高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本理念を第9期へ引き継ぎ、この基本理念に基づいた方針を定めます。

3 計画の位置づけ

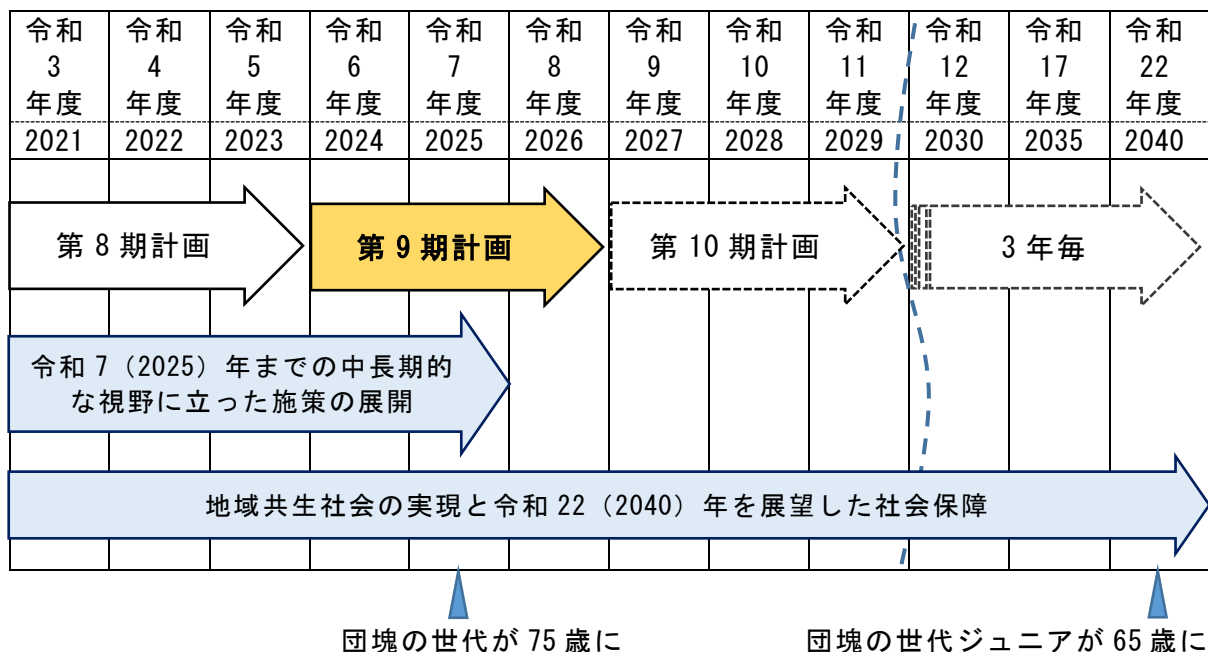
(1) 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画（高齢者の福祉の増進を図るための計画）」と介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画（市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画）」を一体的に策定します。

(2) 本計画は、町の行政運営の基本方針を定める「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を最上位計画、「第3期穴水町地域福祉計画」を上位計画と位置づけ、「穴水町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」「穴水町健康増進計画」等の分野別計画に掲げる施策との連携を強化し、さらに国・県の関連計画との整合を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法第 117 条に基づき令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年間とし、計画の最終年度の令和 8 年度に見直しを行い、令和 9 年度を計画の始期とする第 10 期計画を策定する予定です。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備する定めとなっていることから、計画期間は同様に 3 年間とします。



5 計画の策定体制

本計画策定にあたり、高齢者を含む町民や事業者などの意見や考え方をできるだけ幅広く反映した計画としていくことを基本として、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部局が連携して高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認したうえで、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者等で構成する「穴水町介護保険運営委員会」での審議を経て策定しました。また、次項の方法で町民の意見や意向を把握し、計画に反映させています。

(2) 計画策定の方法

① ニーズ調査等の実施

- ・生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等必要な社会資源を把握するため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

- ・要介護者等の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) 国・県との調整及び連携

本計画策定過程においては、国の動向を捉えつつ、厚生労働省が示す方向や地域包括ケア「見える化」システムを参照しました。また、県から計画策定の技術的事項における助言を受け、協議を行い計画に反映しました。

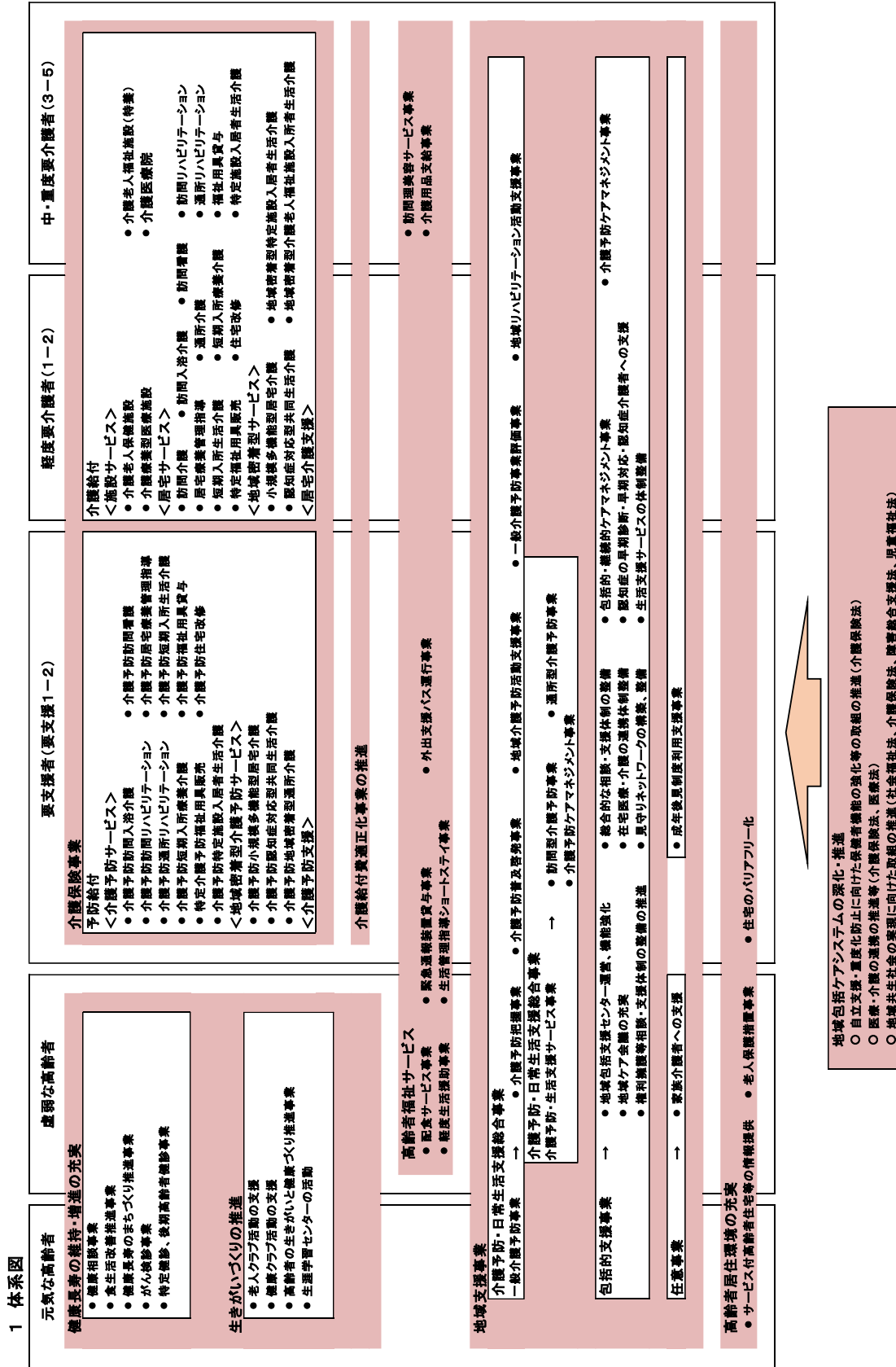
6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法に基づき設定することとされており、国では、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。

本町におきましては、第 8 期計画に引き続き、身近な生活圏域ごとに設定される日常生活圏域は町全体を 1 圏域とし、よりきめ細やかな支援体制を展開し、均等で一貫性のあるサービスの提供を目指します。

7 現行の介護保険・高齢者福祉事業の体系

(1) 現行の介護保険・高齢者福祉事業の体系



(2) 利用できる介護・介護予防・高齢者福祉サービスの一覧

穴水町における介護・介護予防・高齢者福祉サービスの基盤状況は、次のとおりです。

①介護保険のサービス

【在宅サービス】

サービスの種類	事業所名
居宅介護支援 (ケアマネジメント)	穴水社協指定居宅介護支援事業所
	居宅介護支援事業所 ささゆりの丘
	JAのと指定居宅介護支援事業所
	聖頌園居宅介護支援センター
	ときのえん居宅介護支援センター
介護予防支援	穴水町地域包括支援センター
訪問介護サービス (ホームヘルプサービス)	清水の里ヘルパーステーション
	聖頌園ヘルパーステーション
	J Aのとヘルパーステーション
	ヘルパーステーション ささゆりの丘
訪問看護サービス	穴水訪問看護ステーション
	ふくふく福風訪問看護ステーション
訪問リハビリテーション	公立穴水総合病院
居宅療養管理指導	穴水こころのクリニック
	尾張循環器・糖尿病内科クリニック
	北川内科クリニック
	公立穴水総合病院
	穴水アイン薬局
	穴水あおば薬局
	たんぽぽ薬局穴水店
	河合薬局
	サエラ薬局穴水店
	橋本薬局
	マツモトキヨシ穴水店

令和5年12月1日現在

【在宅サービス】

サービスの種類	事業所名	定員
通所介護サービス (デイサービス)	清水の里デイサービスセンター穴水	35
	聖頌園デイサービスセンター	30
	デイサービスセンターささゆりの丘	50
	デイサービスセンター朱鷺の苑穴水	30
通所リハビリテーション (デイケア)	恵寿鳩ヶ丘通所リハビリテーション事業所「はとがおか」	25
	公立穴水総合病院	10
短期入所サービス	特別養護老人ホーム 能登穴水聖頌園	
	介護老人保健施設 あゆみの里	
	介護医療院 恵寿鳩ヶ丘	
小規模多機能型生活介護	聖頌園住吉	29

令和5年12月1日現在

【施設サービス】

サービスの種類	事業所名	床数
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 能登穴水聖頌園	61
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ユニットケア能登穴水聖頌園	29
介護老人保健施設	介護老人保健施設 あゆみの里	56
介護医療院	介護医療院 恵寿鳩ヶ丘	135

令和5年12月1日現在

【居住系サービス】

サービスの種類	事業所名	床数
特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム 朱鷺の苑	80
地域密着型特定施設入居者生活介護	ケアハウス聖頌園	29
認知症対応型共同生活介護	グループホームあなみずの里	9
	グループホーム聖頌園	18
	グループホーム朱鷺の苑穴水	8
有料老人ホーム	ささゆりの丘	32
	能登 清水の里穴水	63

令和5年12月1日現在

② 地域支援事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】

サービスの種類		事業所名
訪問型サービス	訪問介護 (現行相当)	清水の里ヘルパーステーション
		JAおおぞらヘルパーステーション
		聖頌園ヘルパーステーション
		ヘルパーステーション ささゆりの丘
通所型サービス	通所介護 (現行相当)	清水の里デイサービスセンター穴水
		聖頌園デイサービスセンター
		デイサービスセンターささゆりの丘
		デイサービスセンター朱鷺の苑穴水

令和5年12月1日現在

【一般介護予防事業】

サービスの種類	事業所名
介護予防把握事業	穴水町地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	
地域介護予防活動支援事業	
一般介護予防事業評価事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	

令和5年12月1日現在

③ 医療機関

病院	公立穴水総合病院
一般診療所	穴水こころのクリニック
	尾張循環器・糖尿病内科クリニック
	北川内科クリニック
	恵寿鳩ヶ丘クリニック
	公立穴水総合病院兜診療所
	まるおかクリニック
歯科診療所	おおせと歯科クリニック
	かど歯科医院
	まない歯科医院
	もろはし歯科
薬局	穴水アイン薬局
	穴水あおば薬局
	河合薬局
	サエラ薬局穴水
	たんぽぽ薬局穴水店
	橋本薬局
	マツモトキヨシ穴水店

令和5年12月1日現在

④ 介護保険以外の各種高齢者福祉等事業

【健康づくりに関わる町内の各種団体】

組織名	所属人数
穴水町食生活改善推進員	126人
穴水町健康づくり推進員連絡会	56人
傾聴ボランティア	6人

令和5年12月1日現在

【穴水町健康づくり推進員による健康教室】

地区	健康教室名	開催場所	開催頻度
穴水	桜町健康教室	桜町集会所	月1回
	プルート健康教室	プルート	月2回
	NOSS健康教室	プルート	週1回
	小又健康教室	小又集会所	月1回
	からこ教室	下唐川集会所	月2回
住吉	住吉健康教室	住吉公民館	月1回
	輝健康教室	木原及び藤巻集会所	月1回
	たんぽぽ健康教室	比良集会所	月1回
	にこにこ健康教室	岩車集会所	月1回
兜	ひまわり健康教室	兜公民館	月1回
	曾良若返り健康教室	曾良集会所	月1回
諸橋	沖波健康教室	沖波集会所	月1回
	前波健康教室	前波集会所	月1回
	あかみ健康教室	明千寺集会所	月1回
	やすらぎ健康教室	古君地区集会所	月1回

令和5年12月1日現在

【おたっしやサロン】

19ヶ所

地区	サロン名	開催場所	開催頻度
穴水	まちなかサロン	江尻屋	毎週月曜日
	サロン上出 楽喜	上出ふれあい館	第2・4月曜日
	サロン菜々	蔵カフェ菜々	第2・4月曜日
	山王川サロン	宇留地集会所又は河内集会所	第2水曜日
	らく楽サロン	さわやか交流館プルート	第1火曜日
	ほっとサロン根木	島崎地区集会所	第1・3水曜日
	なかよしサロン	小又集会所	第2月曜日
	サロンせきとり	さわやか交流館プルート	毎週木曜日
住吉	サロン住吉	住吉公民館	第1・3・4水曜日
	そやまサロン	曾山集会所	第3火曜日
	日向サロン	比良集会所	第2・第4木曜日
兜	大甲いきいきサロン	吉川商店納屋	毎週月曜日
	黒崎サロン	黒崎旧精米所跡地	第4木曜日
	くつろぎサロン	曾良集会所	月1回(不定期)
	椿の会サロン	鹿波集会所	第1・3・4月曜日
	至誠げんきサロン	兜公民館	第4金曜日
諸橋	諸橋おにぎりサロン	旧諸橋保育所	毎週水曜日
	オレンジカフェ	山谷宅	第2火曜日
	えびすサロン	沖波集会所	第3火曜日

令和5年12月1日現在

第2章 高齢者の現状と課題

1 人口の推移と将来推計

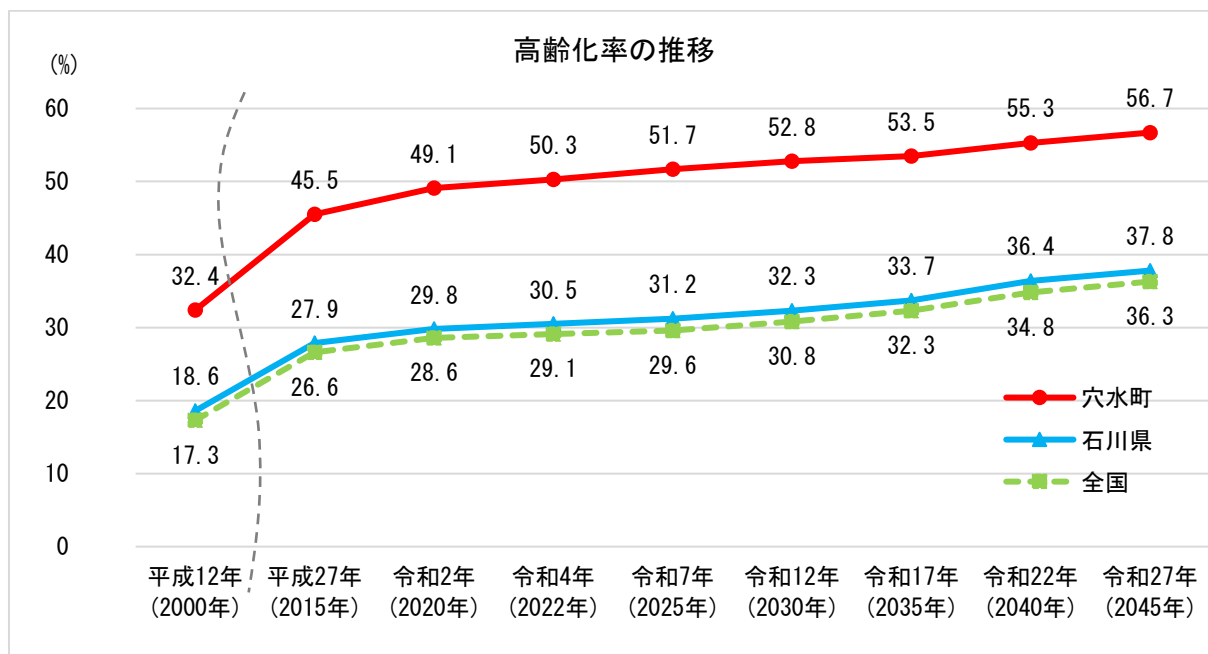
我が国の総人口は、平成20年をピークに減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行等により、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、4人に1人が高齢者という状況になっています。令和22(2040)年には「団塊ジュニア世代」(昭和46年～昭和49年生まれ)全てが65歳以上高齢者となります。

本町の人口は介護保険制度が始まった平成12年が11,249人(国勢調査)でしたが、令和5年は7,482人(住民基本台帳)と、平成12年より3,767人減少しています。

(1) 高齢化率の推移

本町の高齢化率は、令和4年には50.3%となっており、介護保険制度が始まった平成12年(32.4%)と比べて、17.9ポイント増加しています。年々増加しており、令和22(2040)年には55.3%と、総人口の半数以上を高齢者が占めると推計されています。

65歳以上の高齢者人口は、平成28(2016)年の3,863人をピークに年々減少していますが、総人口が減少し、特に現役世代の減少が進むと推計されているため高齢化率は上昇していくと推計されます。



※高齢化率：高齢者（65歳以上）人口が総人口に占める割合

出典：2000年～2020年：総務省統計局「国勢調査」

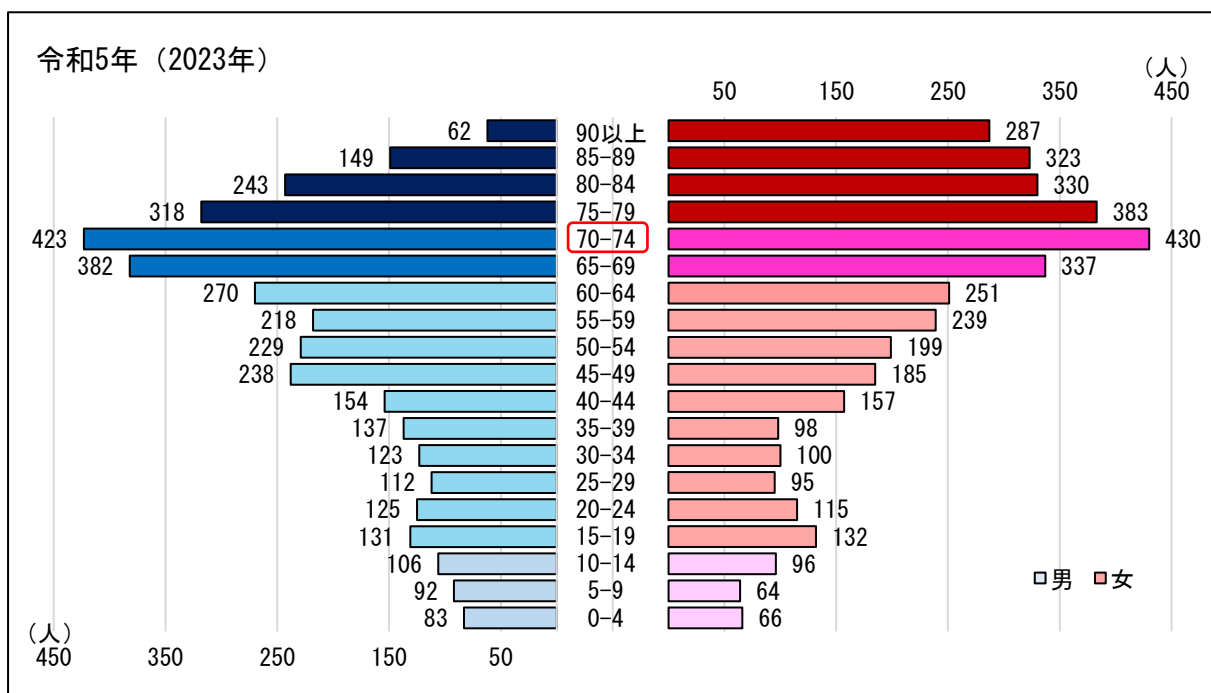
2022年：石川県統計ランド「令和4年10月1日現在推計」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

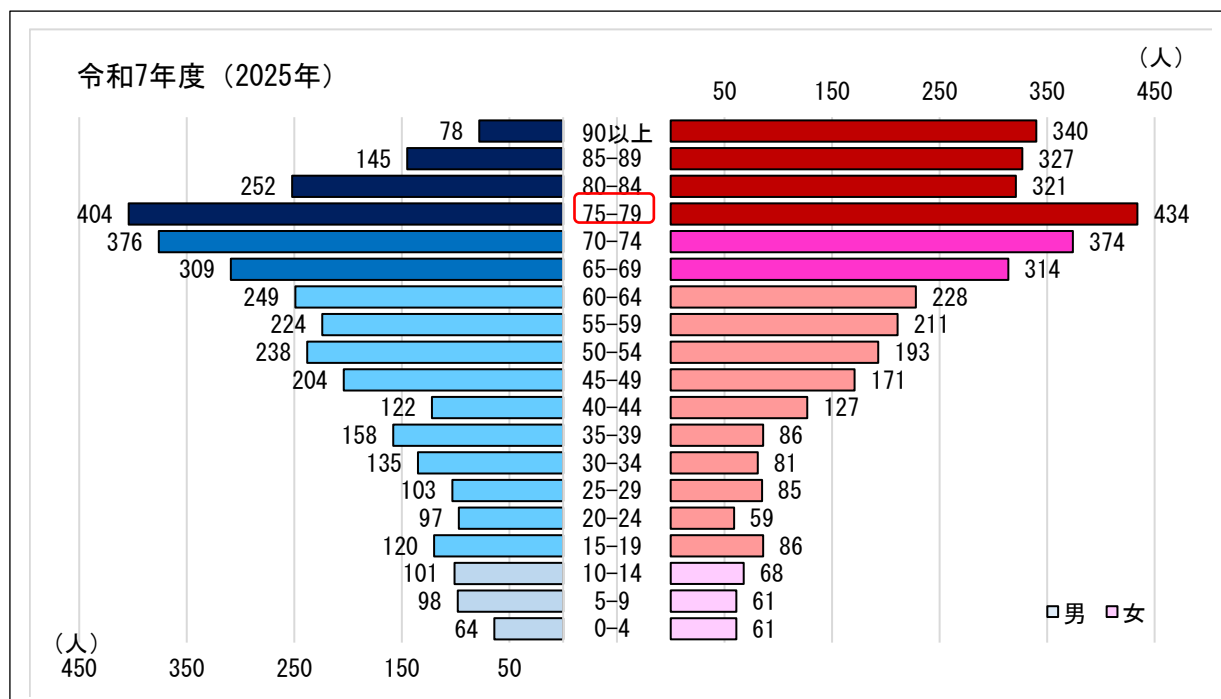
(2) 人口ピラミッド

本町の人口ピラミッド（性別・年齢階級別人口）は、令和5年度において、男女ともに70～74歳が突出しており、75歳から人口は減少しているものの、年少人口（14歳以下）と比べて多く、少子高齢であることが伺えます。

令和7（2025）年では、男女ともに75～79歳が突出しており、男性は80歳以上の人口が急激に減少すると推計されます。

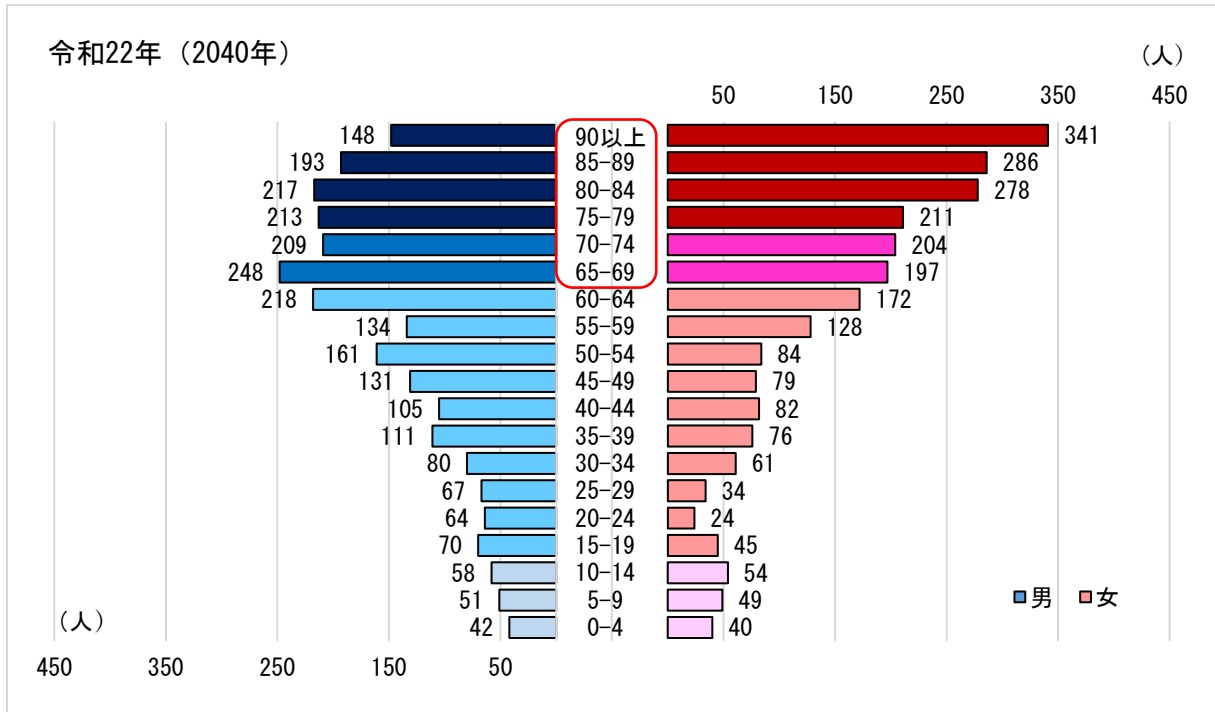


出典：令和5年：令和5年3月末住民基本台帳



出典：令和7年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

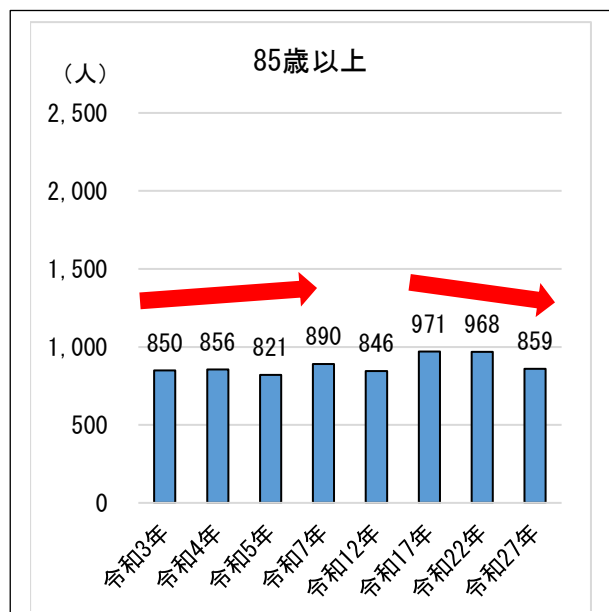
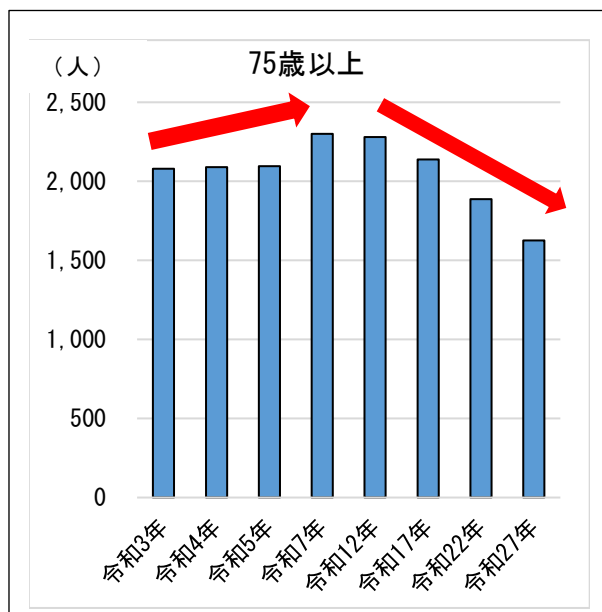
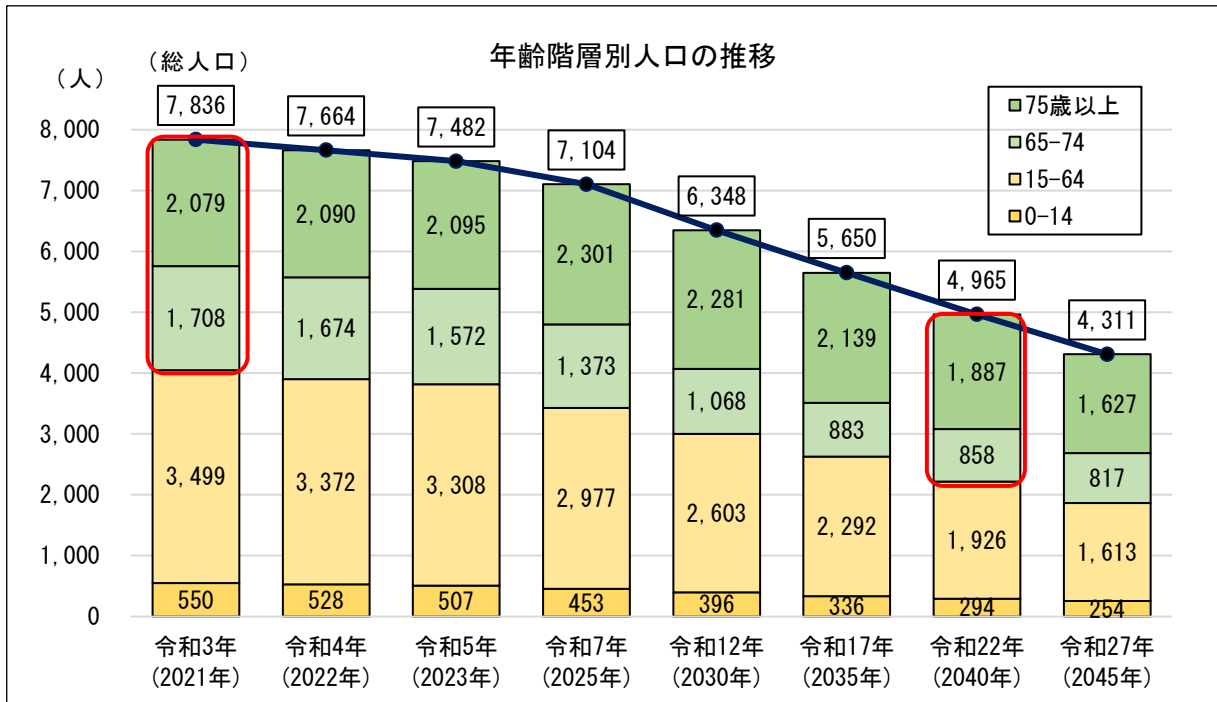
令和 22（2040）年の人口ピラミッドは逆ピラミッドとなり、総人口が減少し、65 歳以上の高齢者が人口の半数以上（55.3%）を占め、支え手が今以上に不足すると予想されます。



出典：令和 22 年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

(3) 年齢階層別人口の推移

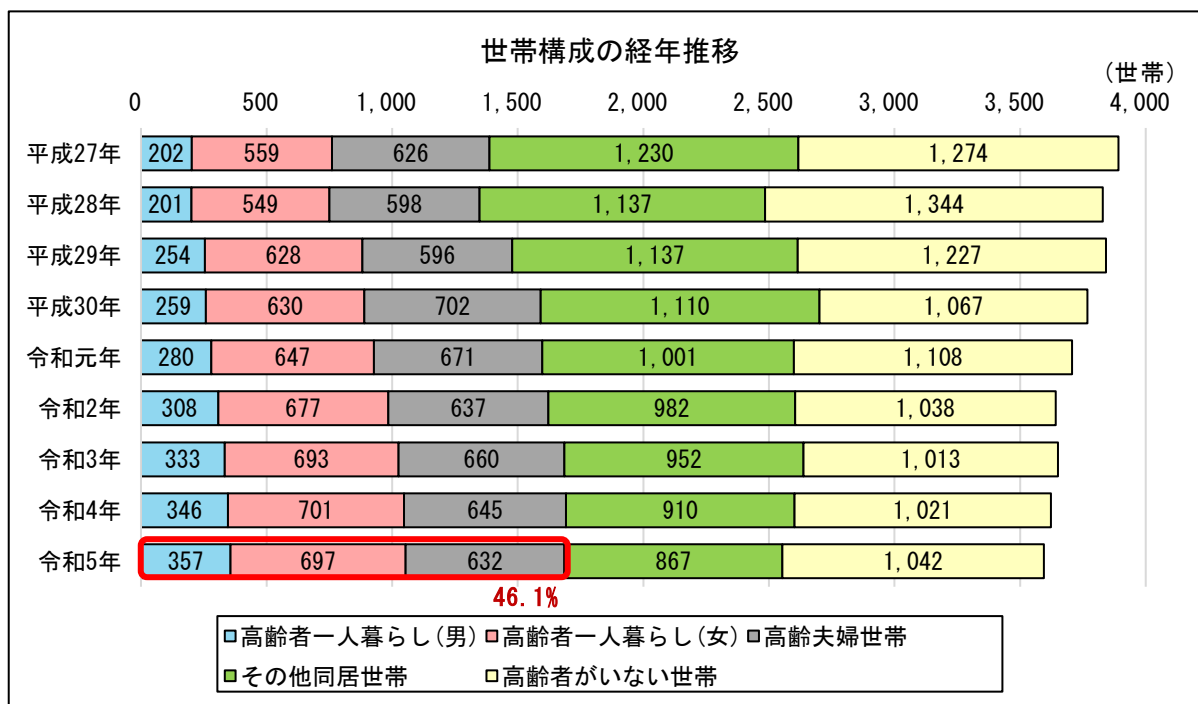
本町の人口は右肩下がりで推移し、総人口の減少に伴って高齢者人口も減少していきます。令和 22（2040）年の高齢者人口は 2,745 人と推計され、令和 3 年（3,787 人）と比べて 1,040 人減少しています。高齢者人口の内訳を見ると、前期高齢者人口（65～74 歳）は減少傾向にあります。後期高齢者人口（75 歳以上）は、ゆるやかに増加していき、令和 12（2030）年以降は減少していくと推計されます。85 歳以上の人口は、令和 4（2022）年以降ゆるやかに減少しますが、令和 7（2025）年以降増加に転じ、令和 17（2035）年以降再び減少に転じていくと推計されます。



出典：令和 3 年～令和 5 年：各年 3 月末住民基本台帳、要援護者台帳
 令和 12 年～：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

(4) 高齢者の世帯構成

人口減少に伴い、本町の総世帯数は経年的に減少しています。世帯構成の内訳では、高齢者一人暮らし世帯及び高齢夫婦世帯の割合は経年的に増加しています。令和5年では、高齢者のみで構成される世帯の割合は46.1%と高い割合となっています。



(5) 高齢者人口の推移と将来推計からの考察・課題

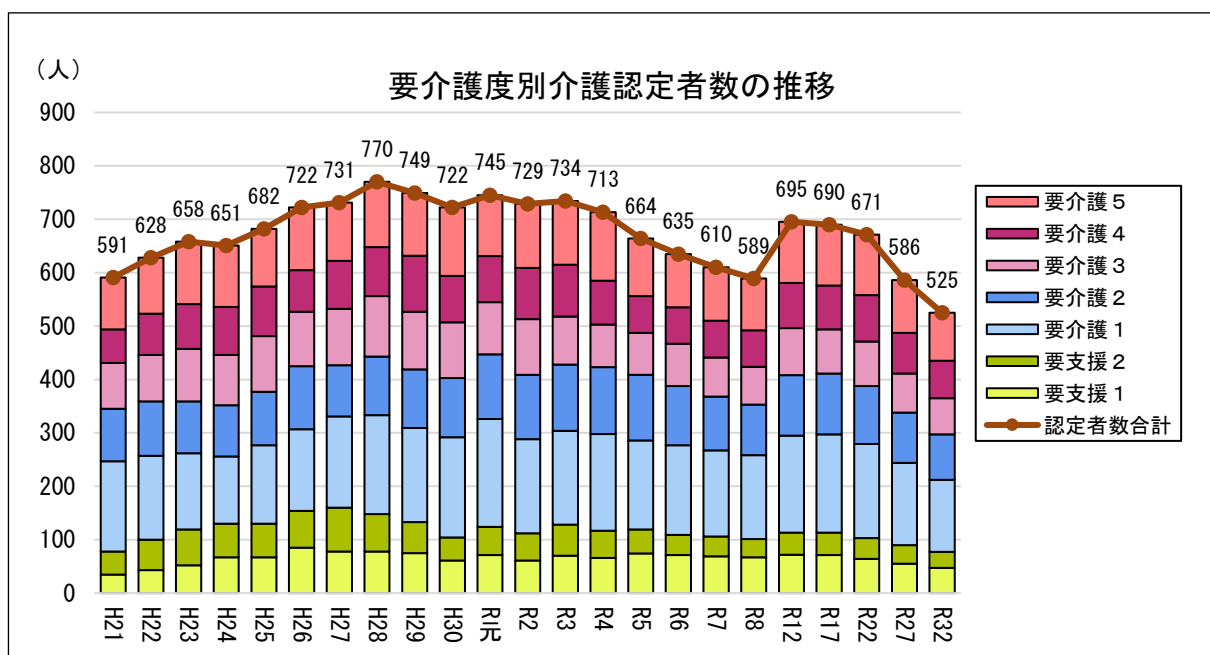
◇人口減少に伴い高齢者数も減少するが、生産年齢人口の減少がより進み、高齢者のみの世帯割合が更に増加すると推測されているため、支える側の人材不足が予測されます。

このことから、令和22(2040)年を見据えて高齢者が年齢を重ねていっても「支える側として活躍できるか、できる限り自立した生活を維持できるか」が課題と考えます。

2 要支援・要介護認定者（率）の推移と将来推計

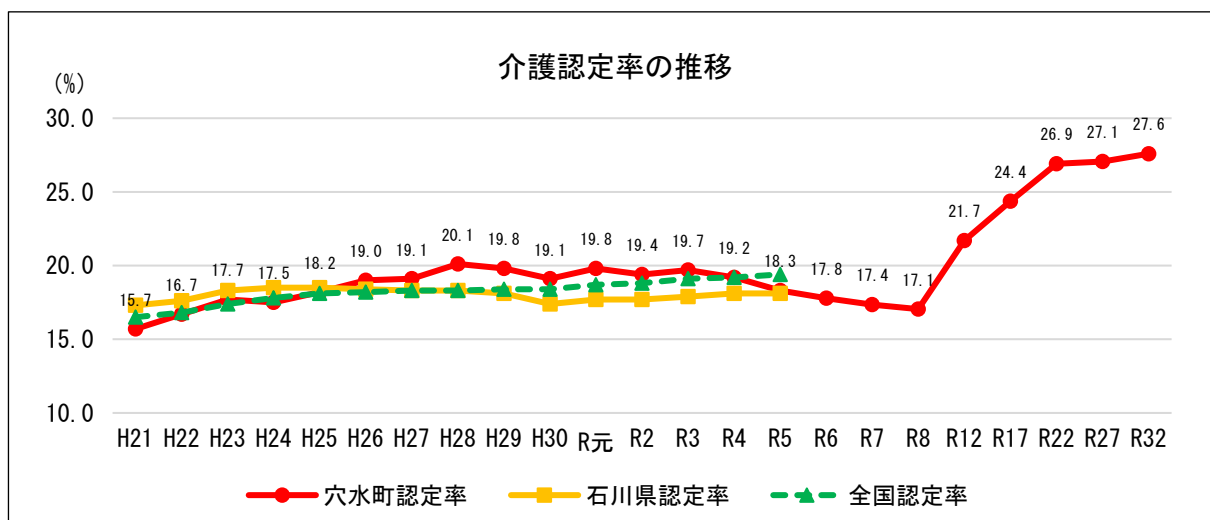
(1) 要介護認定者数と認定率の推移

経年的に増加していた本町の要介護認定者数は、高齢者人口のピークであった平成28年以降は減少傾向で推移した後、団塊の世代が80歳を超える令和12年には認定者数は増加し、人口減少と共に再び減少に転じると推計されています。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4、5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）※第2号被保険者を含む

県平均より低く推移していた認定率は、平成26年以降県平均を上回っていましたが、令和5年では県の認定率とほぼ同率となっています。令和8年以降認定率は急激に上昇すると予測されます。

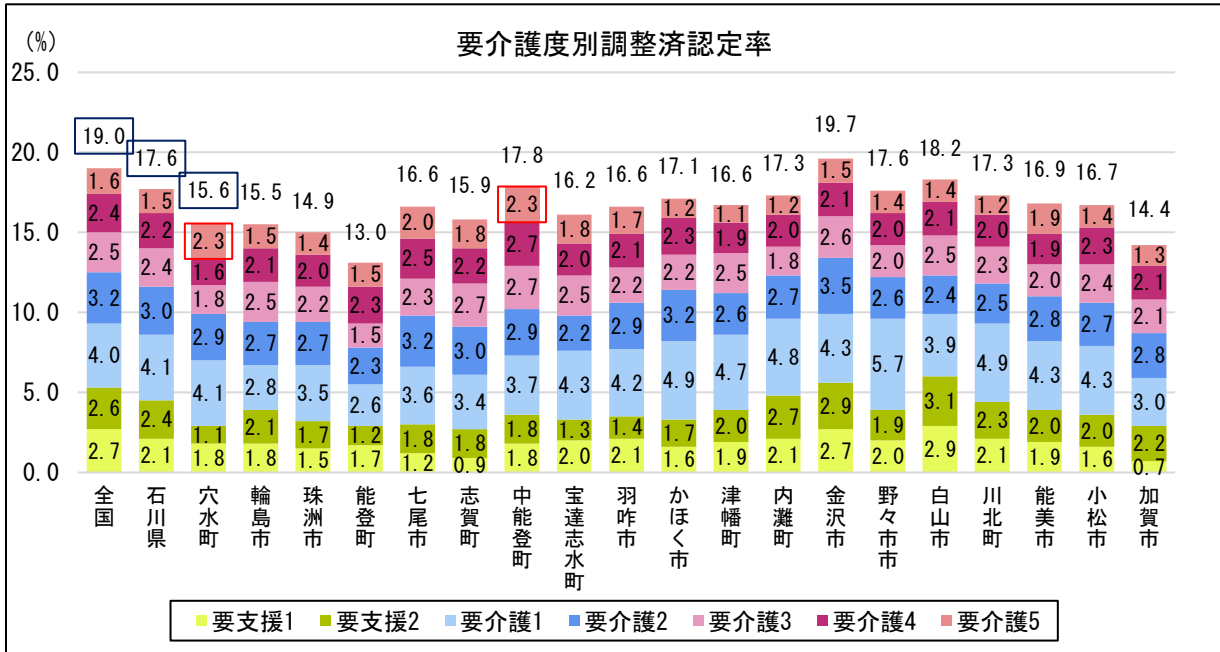


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4、5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）※第2号被保険者を含む

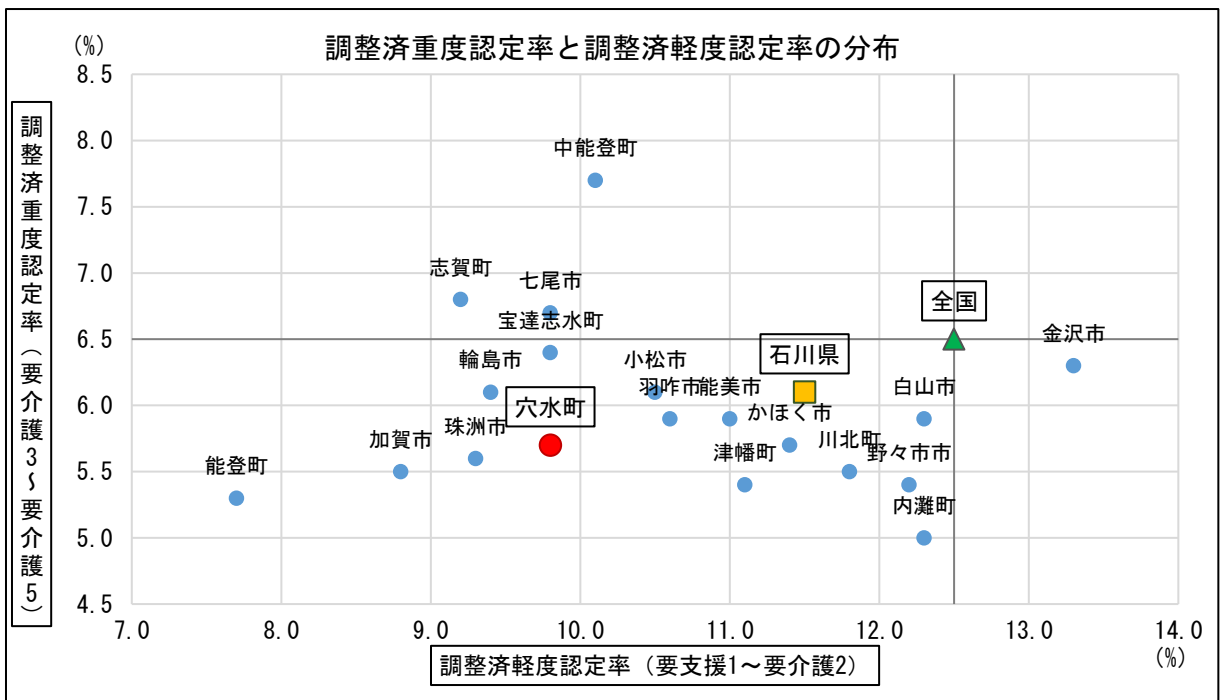
(2) 要介護度別・調整済認定率の推移

本町の調整済認定率は全国・県に比べて低いものの、介護度別では要介護5の割合が全国・県に比べて高く、中能登町と並んで県内トップとなっています。

※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味します。

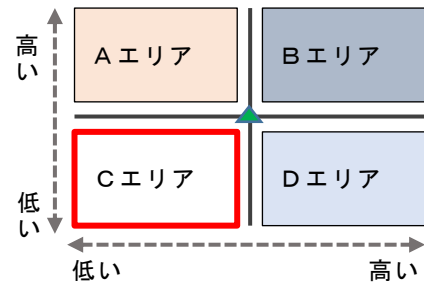


出典：令和4年時点：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）※第2号被保険者を含む



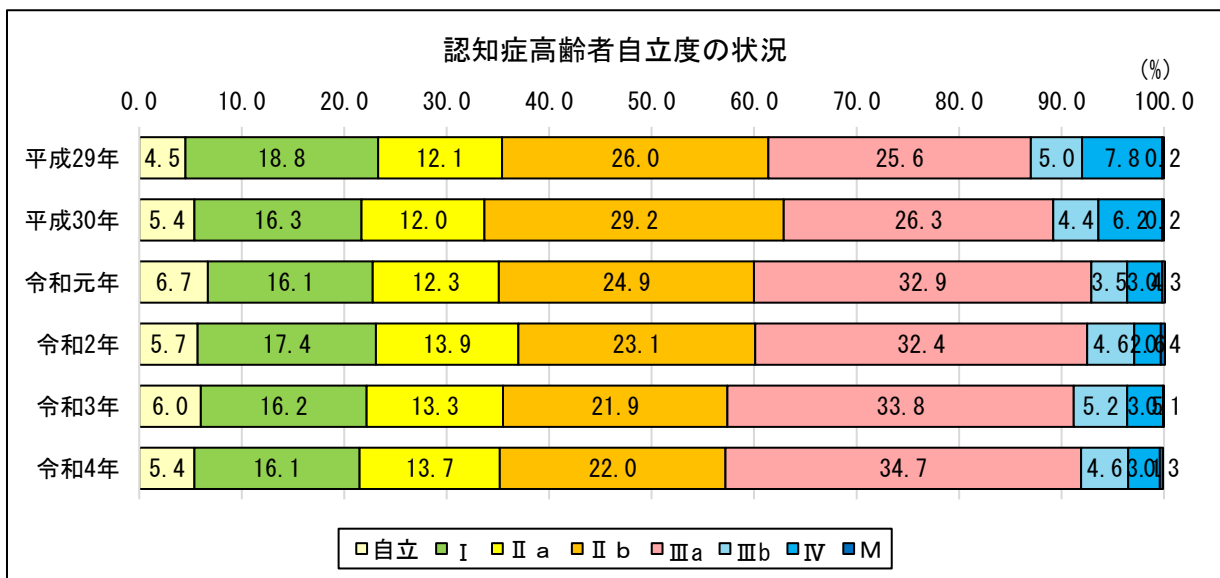
出典：令和4年：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

全国平均を中心に右記のような4象限に区分すると、Aエリアは重度の調整済認定率が高い傾向にある地域、Bエリアは重度・軽度ともに調整済認定率が高い傾向にある地域、Cエリアは重度・軽度ともに調整済認定率が低い傾向にある地域、Dエリアは軽度の調整済認定率が高い傾向にある地域となります。本町はCエリアに該当します。



(3) 認知症高齢者の自立度の状況

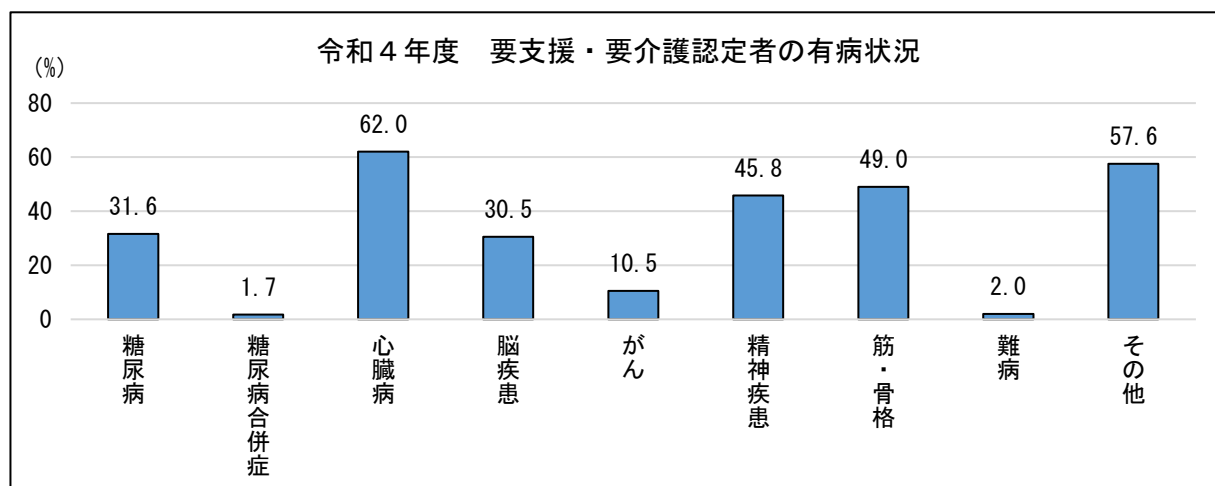
認知症高齢者の自立度Ⅱa以上の割合の経年変化をみると微増しており、なかでもⅢaの割合が特に増加し、Ⅳの割合が減少しています。



出典：各年10月末：厚生労働省「介護保険総合データベース」（令和5年3月10日時点データにて集計）

(4) 要支援・要介護認定者の有病状況

令和4年度要介護（支援）者の有病状況では、生活習慣病との関連がある心臓病に罹患している方が62%と多く、それ以外にも糖尿病・脳疾患の割合も30%を超えています。生活習慣病予防や重症化予防対策の推進が必要です。



出典：令和4年度累計：KDBシステム「要介護（支援）者認定状況」

3 ニーズ調査等の結果から見る現状

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、町内の一般高齢者、要支援認定者の普段の生活や健康状態などをアンケートで問う「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）と、在宅の要介護認定者などの実態をアンケートで問う「在宅介護実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施しました。

【 調査の概要 】

	調査区分	
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
(1) 調査対象	①65歳以上の一般高齢者 ②総合事業対象者 ③要支援1及び要支援2認定者	在宅で生活している要介護3～要介護5認定者
(2) 調査実施期間	令和4年9月～令和4年11月末日	令和5年1月～令和5年2月末日
(3) 調査方法	保健センター窓口設置、訪問による聞き取り、教室や健診時等で配布し回収箱に投函又は直接回収	郵送配布・郵送回収
(4) 配布数	250件	51件
(5) 有効回収数	250件	30件

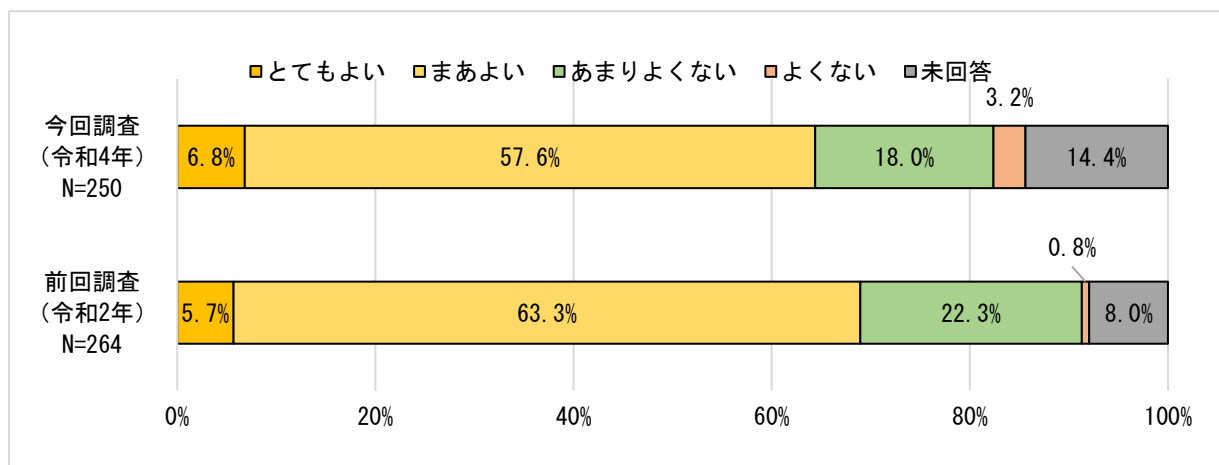
以下、調査結果から見た現状をこの計画の基本目標ごとに整理しました。

(1) ～いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちづくり～

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

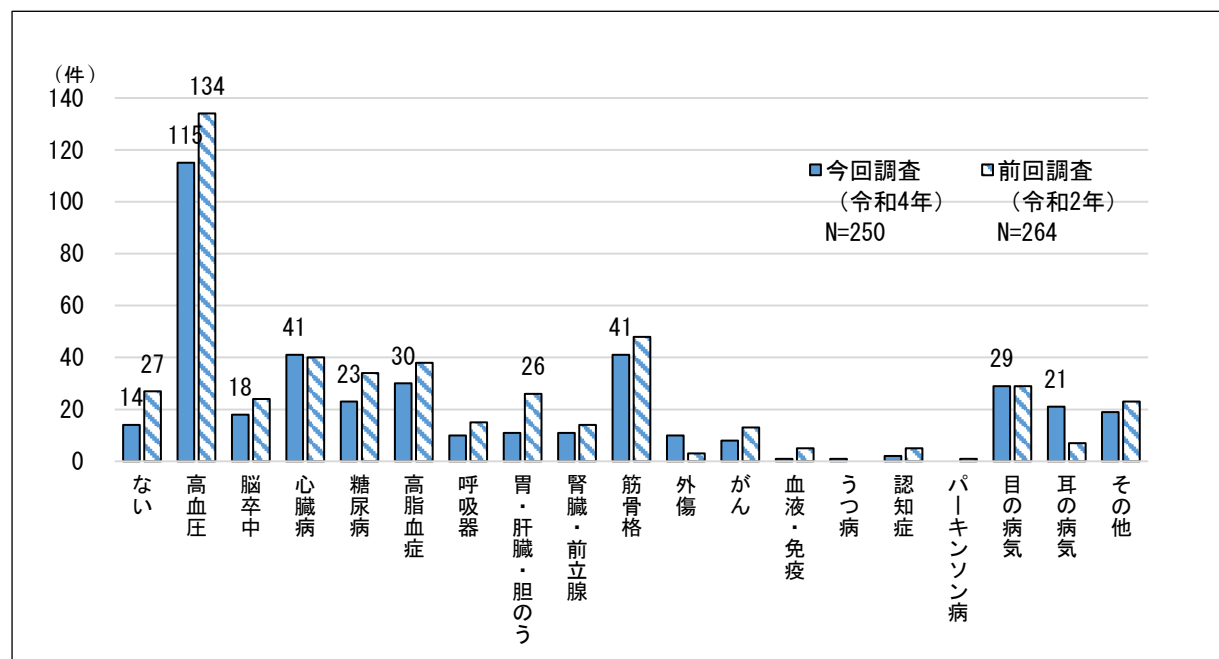
① 健康状態

今回（令和4年）と前回（令和2年）の調査結果も合わせると、健康状態がよいと感じている方の割合は約6割強、よくないと感じている方の割合は約2割であることが分かります。



② 治療中や後遺症のある病気（複数回答）

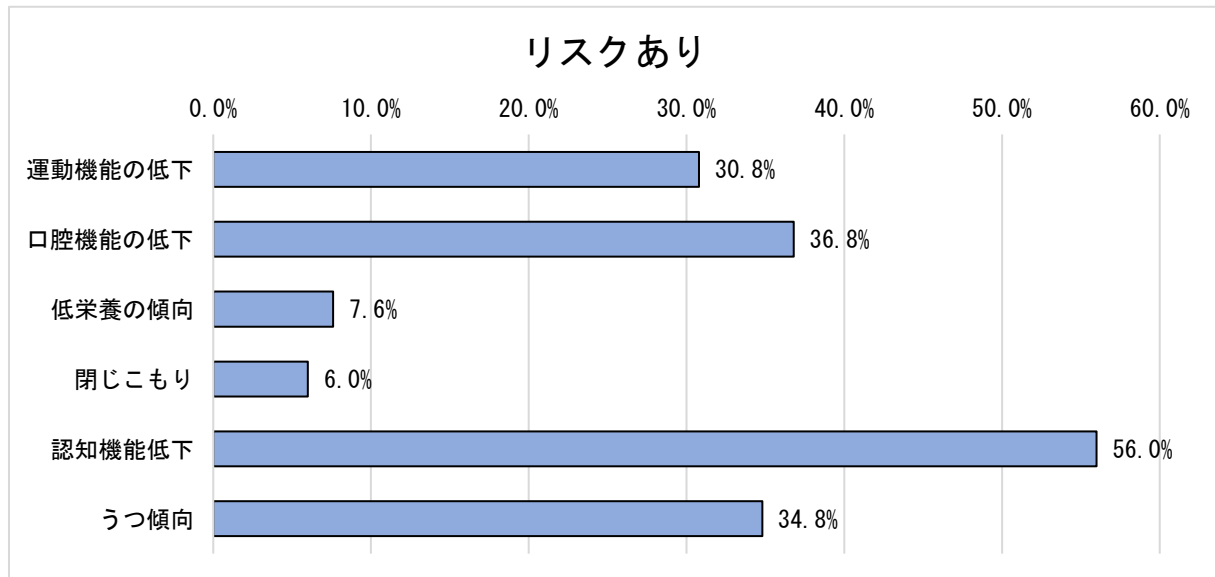
当町は高血圧の方が多いことが健康課題に挙げられますが、前回調査に比べ高血圧であると回答された方は減少しています。



③ 要支援・要介護リスクの該当状況

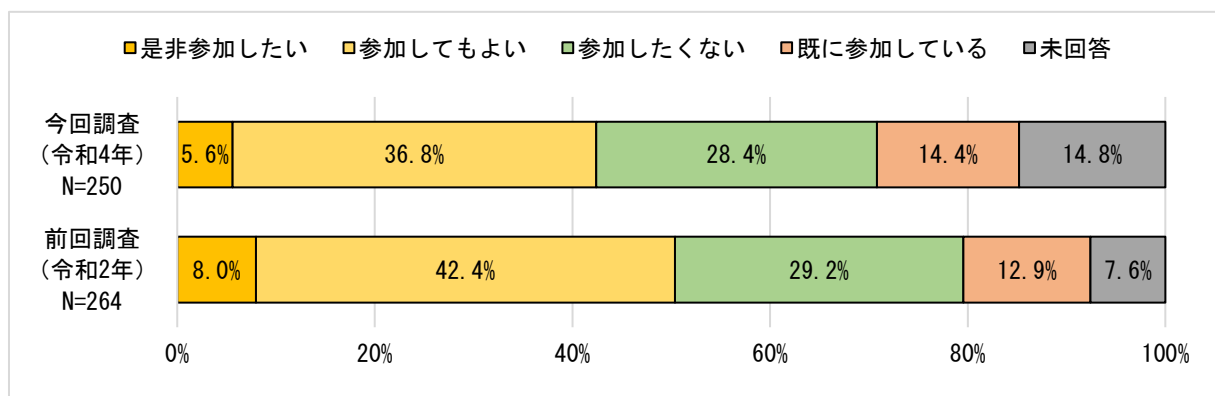
「運動機能の低下」「口腔機能の低下」「低栄養の傾向」「閉じこもり」「認知機能低下」「うつ傾向」の6リスクが高くなると、要支援・要介護となるリスクが高まります。

認知機能の低下のリスクがある方が56%、口腔機能の低下・うつ傾向・運動器の低下のリスクがある方が、いずれも3割を超えています。



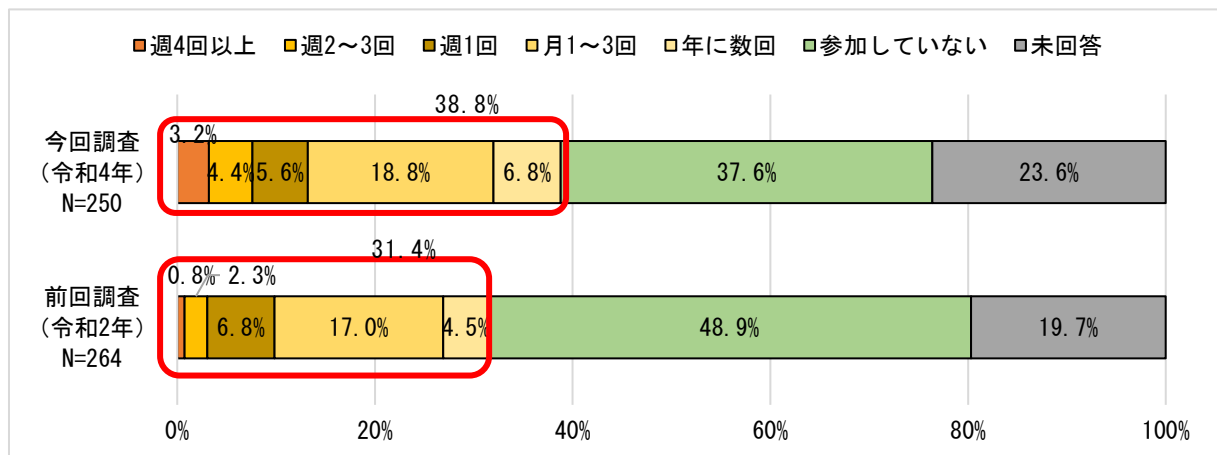
④ 健康づくり活動や趣味等の活動への参加者としての参加意向

前回の調査結果と合わせると、既に参加されている方以外で、健康づくり活動や趣味等の活動に参加の意向がある方は約5割、約3割の方は参加したくないという気持ちを持っていることが分かります。



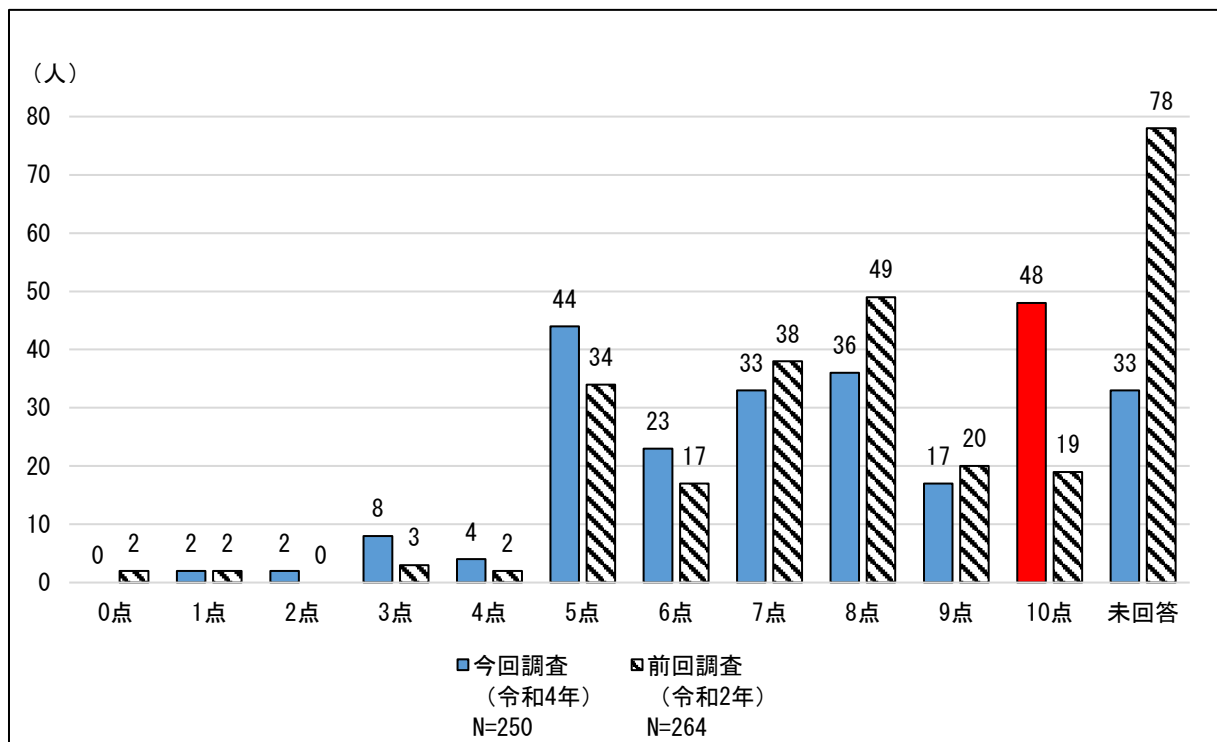
⑤ 介護予防のための通いの場への参加状況

前回調査では 31.4%の方が介護予防のための通いの場に参加したことがあると回答し、今回調査では 38.8%と前回より参加割合が高くなっています。



⑥ 幸福度（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として記入）

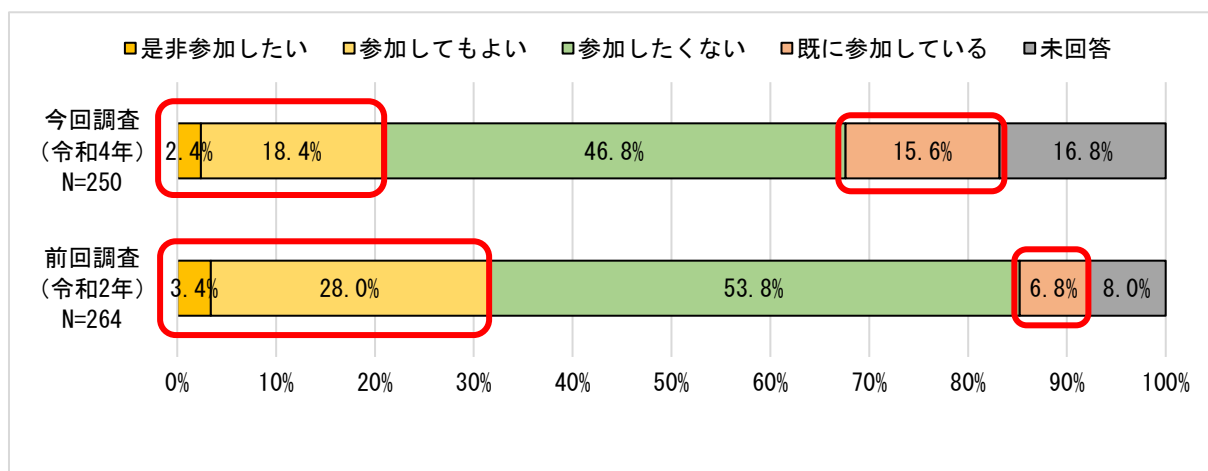
前回調査に比べ、今回調査でとても幸せと回答した方が倍以上となっています。



(2) ～地域で暮らしを支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）～

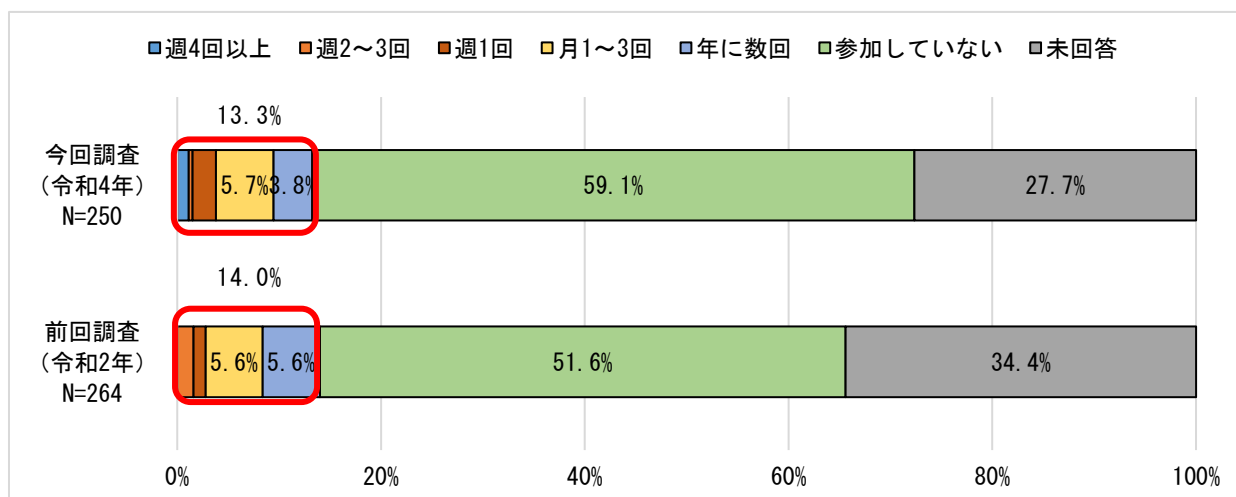
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

- ① 健康づくり活動や趣味等の活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向
 前回と今回を合わせて約3割強の方が、既に参加している・是非参加したい・参加してもよいと考えていることが分かります。



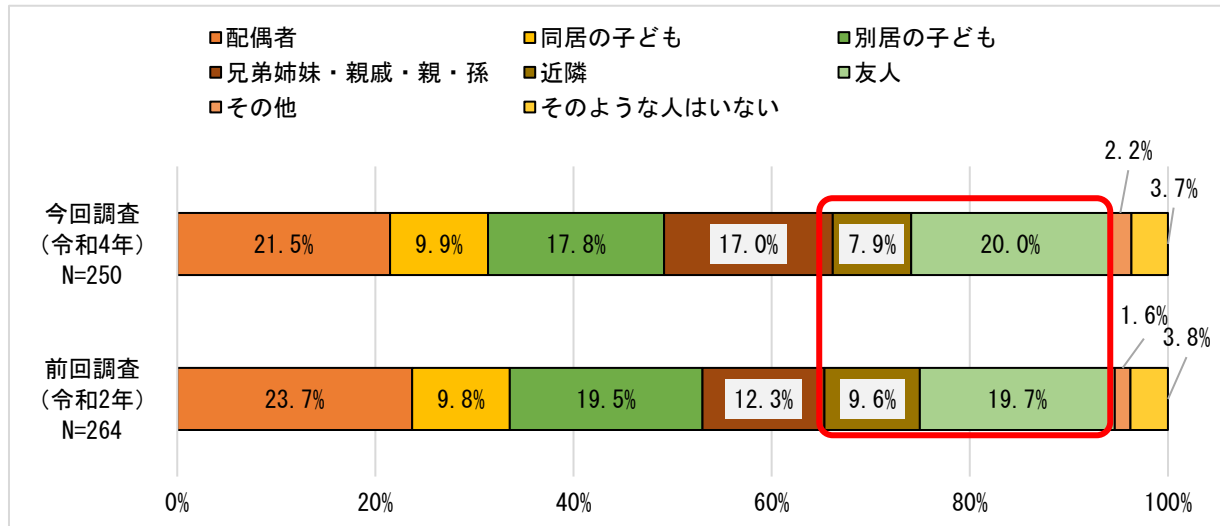
- ② ボランティアのグループの参加状況

前回調査では14%、今回調査では13.3%の方がボランティアグループに参加したことがあると回答しています。



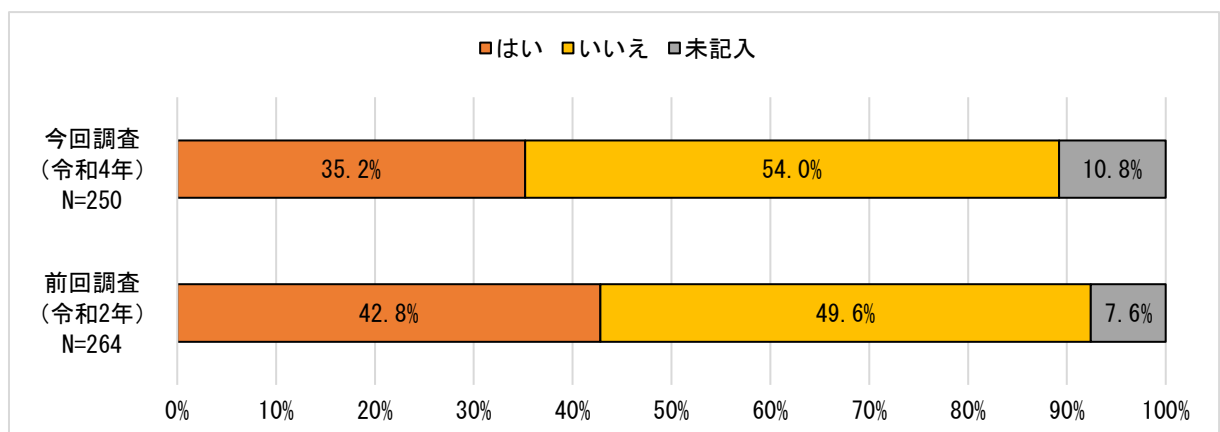
③ あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

前回調査も今回調査でも、約4%の方が心配事や愚痴を聞いてくれる人がいないと回答しています。約30%の方は、親族以外の「近隣」「友人」「その他」の方にも話を聞いてもらっていると回答しています。



④ 認知症に関する相談窓口を知っていますか

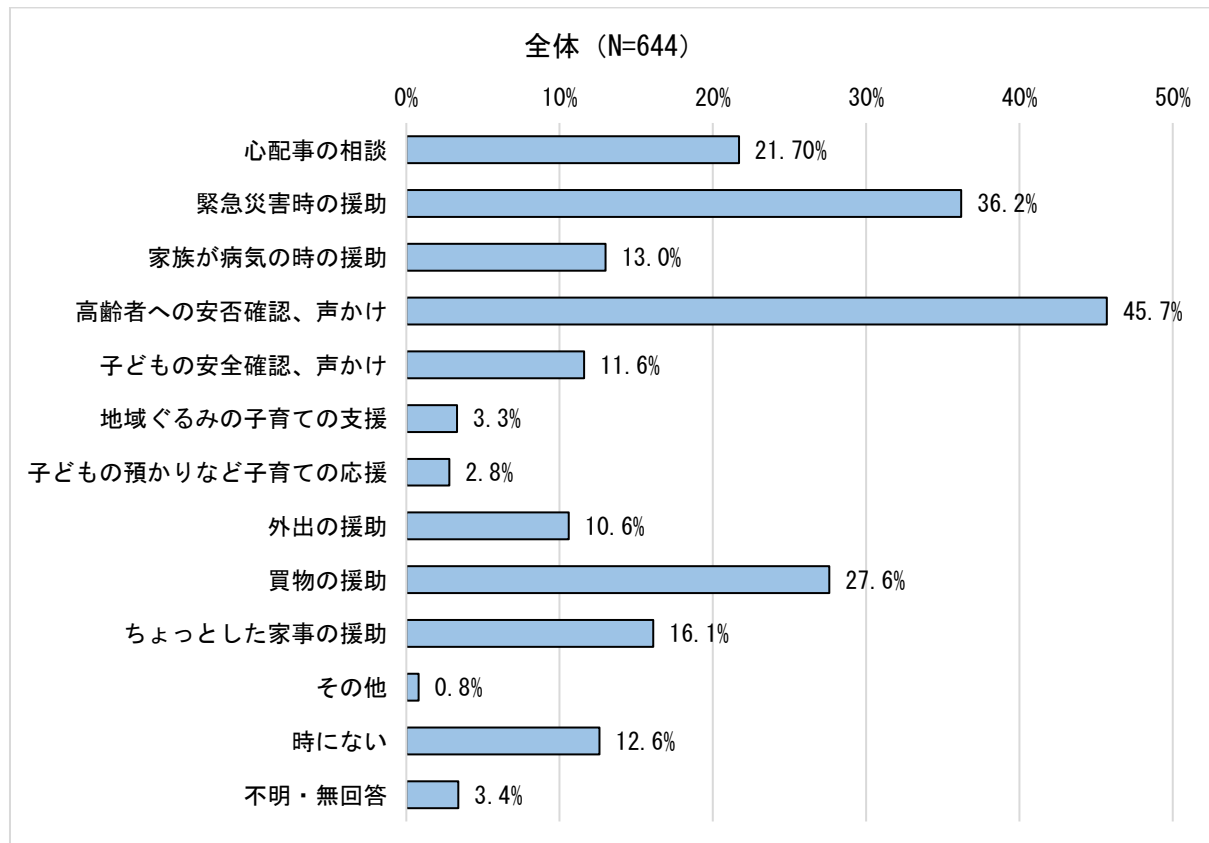
前回調査も今回調査も、約半数の方が認知症に関する相談窓口を知らないと回答しています。



⑤ あなたが、地域で困っている世帯があったら、どんな対応が可能ですか

(〇は3つまで) (第3期穴水町地域福祉計画アンケート結果より)

困っている世帯にどんな対応が可能かについてみると、「高齢者への安否確認、声かけ」が45.7%と最も高く、次いで「緊急時の援助」が36.2%、「買い物の援助」が27.6%となっています。

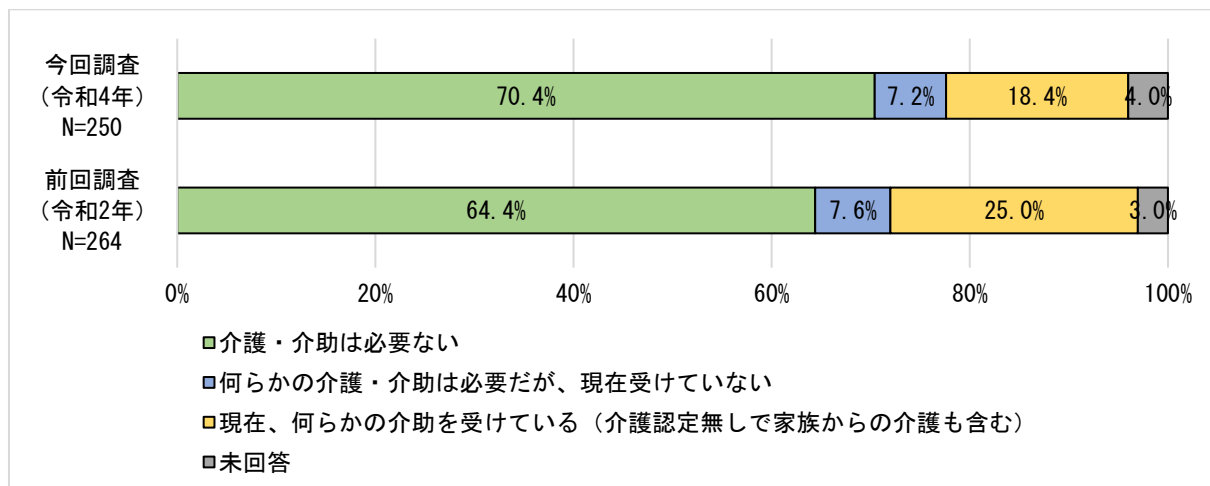


(3) ～安心して介護が受けられるまちづくり～

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

① 普段の生活でどなたかの介護・介助は必要ですか

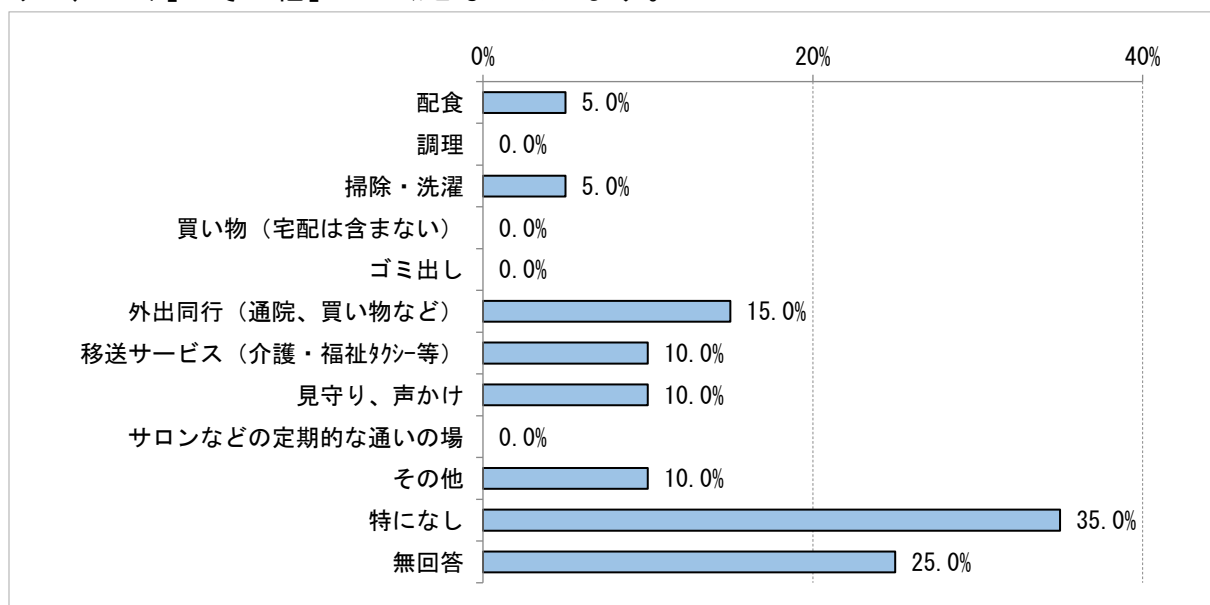
今回調査では、介護・介助は必要ない方の割合は70.4%と、前回調査64.4%に比べて高くなっています。前回と今回を合わせると、約7%の方が何らかの介護・介助が必要だが、現在は受けていないと回答されています。



在宅介護実態調査より

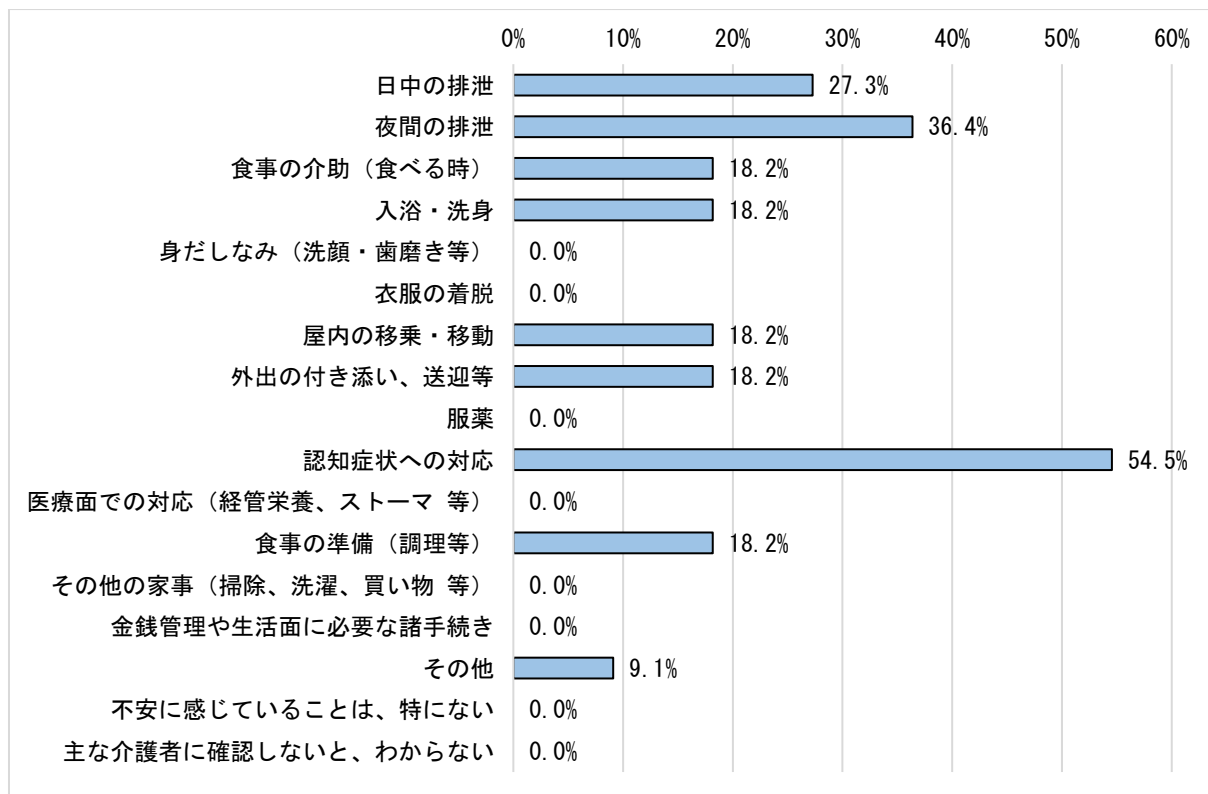
② 在宅生活に必要と感じる支援・サービス

「特になし」が35%と最も高く、次いで「外出同行」が15%、「移送サービス」「見守り・声かけ」が10%となっています。



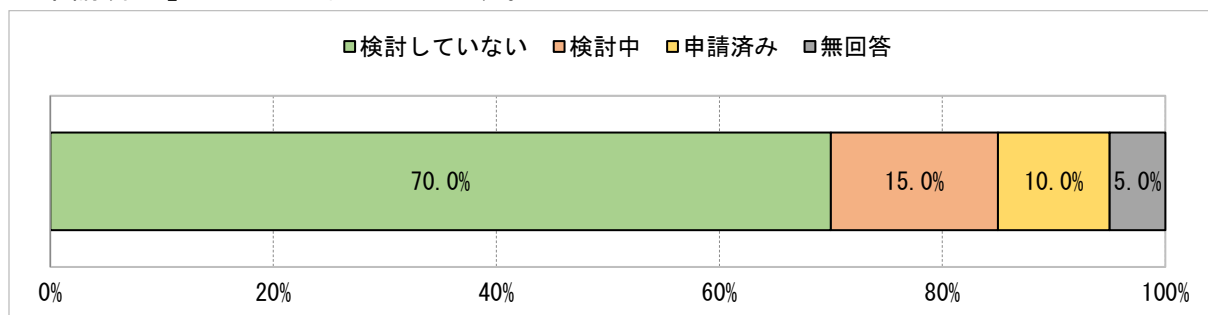
③ 介助者が不安に感じる介護の内容

「認知症への対応」が 54.5%と最も高く、次いで「夜間の排泄」36.4%、「日中の排泄」27.3%となっています。



④ 施設への入所・入居検討状況

調査時点で施設への入所・入居を希望されていない方が 70%、次いで「検討中」が 15%、「申請済み」が 10%となっています。



(4) アンケート結果からの考察・課題

- ◇治療中の病気では「高血圧」の方が最も多く、それ以外にも「糖尿病」「高脂血症」等血管にダメージを与え、要介護状態につながる「脳卒中」「心臓病」「認知症」の発症リスクが高い病気を持つ方がいます。重症化を防ぐため、生涯を通じた生活習慣病予防対策が重要と考えます。また、高齢者においては、一体的な取り組みを推進することが必要と考えます。
- ◇「認知機能の低下」「うつ傾向」「運動機能の低下」「口腔機能の低下」等、介護状態につながるリスクを持つ方が3割以上となっていることから、介護予防事業の取り組みが重要と考えます。
- ◇とても幸せと感じている方が増えています。今後も安心して生活できるよう、町の総合戦略等の施策と合わせて、地域包括ケアシステムの進化・推進に向けた取り組みが重要と考えます。
- ◇健康づくり活動や趣味等の活動への企画・運営（お世話役）として既に参加されている方の割合が増えています。10数%と割合は低いものの、ボランティア活動の参加もあります。今後も、社会参加、生きがいづくり活動等の施策を推進し、高齢者が活躍できる場づくりの推進が重要と考えます。
- ◇認知症に関する相談窓口について約半数の方が「知らない」と回答しています。在宅介護実態調査では、認知症への対応に半数以上の方が不安を感じています。地域包括支援センターの機能や認知症の様々な相談先について、普及啓発を図ることが重要と考えます。
- ◇地域で困っている世帯があったら、「高齢者の安否確認・声かけ」や「緊急災害時の援助」「心配事の相談」「買い物の援助」等の対応が可能と答えています。日頃の見守り体制や災害時の対応、日常生活支援の体制の推進・強化が重要と考えます。
- ◇前回調査に比べ、「介護・介助は必要ない」と回答した方の割合が増えています。健康寿命の延伸を図るため、今後も健康増進事業や介護予防事業の推進が重要と考えます。
- ◇要介護3以上の在宅の方では70%が在宅生活を希望されており、申請済みの方を含め25%が施設利用を検討しています。住み慣れた地域で希望するサービスを利用できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが、ますます重要と考えます。

4 前期計画期間の評価検証

(1) 介護保険事業の状況

① 給付費の推移

予防給付費と介護給付費を合わせた総給付費の推移をみると、平成30年度から増加し続けていましたが、令和5年度では減少し1,281,186千円になると見込まれています。

第8期の対計画比は95.7%と計画値をわずかに下回る見込みです。

総給付費のサービス別の推移をみると、在宅サービスは、令和元年度から減少し続けていましたが、令和5年度ではわずかに増加し403,352千円になると見込まれています。居住系サービスは令和元年度から増加し続けており、令和5年度では200,461千円になると見込まれています。施設サービスは平成30年度から増加し続けていましたが、令和5年度では減少し、677,373千円になると見込まれています。

単位：千円、%

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	計画値	1,282,251	1,293,935	1,306,494	1,332,883	1,335,877	1,338,509
	実績値	1,245,216	1,271,687	1,286,353	1,295,369	1,297,313	1,281,186
	対計画比	97.1%	98.3%	98.5%	97.2%	97.1%	95.7%
再掲							
在宅	計画値	435,864	439,500	444,187	443,944	446,999	441,903
	実績値	413,730	433,953	404,433	404,175	399,157	403,352
	対計画比	94.9%	98.7%	91.1%	91.0%	89.3%	91.3%
居住系	計画値	192,309	194,497	197,457	176,879	176,978	176,978
	実績値	175,890	174,448	180,187	187,120	189,068	200,461
	対計画比	91.5%	89.7%	91.3%	105.8%	106.8%	113.3%
施設	計画値	654,078	659,938	664,850	712,060	711,900	719,628
	実績値	655,597	663,287	701,734	704,075	709,088	677,373
	対計画比	100.2%	100.5%	105.5%	98.9%	99.6%	94.1%

※令和5年度は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② サービス毎の利用状況の推移

(a) 予防給付費の状況

単位：給付費年（千円）、回数／月（回）、人数／月（人）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
(1) 介護予防サービス							
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	977	2,240	977	2,187	977	880
	回数	10.2	32.1	10.2	29.7	10.2	12.0
	人数	2	7	2	6	2	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0	433	0	588	0	1,884
	回数	0.0	11.2	0.0	15.2	0.0	48.7
	人数	0	2	0	3	0	6
介護予防居宅療養管理指導	給付費	86	99	86	107	86	0
	人数	1	1	1	0	1	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	7,930	5,460	7,930	5,669	7,930	6,688
	人数	20	16	20	16	20	20
介護予防短期入所生活介護	給付費	647	772	647	836	647	1,182
	回数	7.9	9.6	7.9	12.1	7.9	16.9
	人数	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療等）	給付費	0	0	0	17	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	2,028	2,188	2,028	2,584	1,966	3,112
	人数	35	36	35	36	34	44
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	0	209	0	264	0	0
	人数	0	1	0	1	0	0
介護予防住宅改修	給付費	1,971	1,499	1,971	266	1,971	0
	人数	1	1	1	0	1	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	57	0	438	0	0
	人数	0	0	0	1	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	3,624	4,131	3,624	3,001	3,624	3,730
	人数	5	5	5	3	5	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費	2,852	2,681	2,852	2,660	2,799	2,898
	人数	54	45	54	50	54	54

※令和5年度は見込値

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(b) 介護給付費の状況

単位：給付費年（千円）、回数（回）、人数／月（人）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
(1) 居宅サービス							
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
訪問介護	給付費	91,368	92,701	91,368	95,608	88,362	90,417
	回数	2,861.8	3,036.4	2,861.8	3,160.6	2,767.9	2,926.0
	人数	91	89	91	87	89	84
訪問入浴介護	給付費	3,960	3,647	3,960	3,594	3,960	3,196
	回数	24.1	22.0	24.1	21.0	24.1	19
	人数	9	6	9	6	9	5
訪問看護	給付費	18,027	22,294	18,027	20,056	17,452	20,880
	回数	202.1	241.0	202.1	210.0	196.8	234.3
	人数	39	36	39	31	38	27
訪問リハビリテーション	給付費	2,389	2,422	2,389	2,287	2,389	2,598
	回数	69.7	61.9	69.7	56.5	69.7	59.2
	人数	9	8	9	7	9	5
居宅療養管理指導	給付費	3,879	5,410	3,961	7,401	3,879	6,491
	人数	42	61	43	78	42	71
	給付費	162,670	135,979	164,746	128,617	164,164	125,012
通所介護	回数	1,932.8	1,571.0	1,954.9	1,504.0	1,947.1	1,434.0
	人数	191	165	193	158	192	153
	給付費	15,076	21,480	15,076	21,456	15,076	24,897
通所リハビリテーション	回数	153.8	201.2	153.8	199.0	153.8	227.6
	人数	23	32	23	34	23	35
	給付費	35,118	23,251	35,118	20,930	35,118	28,799
短期入所生活介護	回数	352.2	237.8	352.2	221.3	352.2	311.4
	人数	26	22	26	20	26	26
	給付費	1,400	3,003	1,400	4,586	1,400	5,051
短期入所療養介護 （老健）	回数	11.6	21.1	11.6	31.6	11.6	35.6
	人数	4	2	4	3	4	4
	給付費	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 （病院等）	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
	給付費	544	391	544	260	544	0
短期入所療養介護 （介護医療院）	回数	5.5	3.3	5.5	2.6	5.5	0.0
	人数	1	1	1	1	1	0
	給付費	20,521	20,682	20,933	22,939	20,568	23,093
福祉用具貸与	人数	148	150	150	147	148	137
	給付費	410	346	410	751	410	742
福祉用具購入費	人数	2	2	2	2	2	2
	給付費	0	1,111	0	1,033	0	1,367
住宅改修費	人数	0	1	0	1	0	1
	給付費	10,252	12,296	10,258	18,980	10,258	14,440
特定施設入居者生活介護	人数	6	6	6	9	6	7

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	542	0	1,480	0	0
	人数	0	1	0	1	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	2,183	2,086	2,183	2,421	2,183	1,168
	回数	21.6	25.0	21.6	27.5	2.6	11.8
	人数	2	3	2	3	2	2
認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅 介護	給付費	20,421	6,481	20,421	6,429	20,421	9,728
	人数	9	3	9	3	9	5
認知症対応型共同生活 介護	給付費	94,979	103,776	94,979	104,701	94,979	115,868
	人数	33	35	33	35	33	37
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	70,631	70,991	70,631	64,948	70,631	70,153
	人数	29	29	29	27	29	31
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	96,643	95,743	96,643	97,496	96,643	96,008
	人数	29	29	29	39	29	29
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費	238,806	239,031	241,943	254,620	245,080	269,213
	人数	80	80	81	84	82	86
介護老人保健施設	給付費	207,319	209,426	203,631	199,082	203,631	174,452
	人数	62	58	61	56	61	49
介護医療院	給付費	160,242	159,874	160,242	157,891	164,782	137,701
	人数	38	38	38	37	39	33
介護療養型医療施設	給付費	4,703	0	4,703	0	4,703	0
	人数	1	0	1	0	1	0
(4) 居宅介護支援	給付費	43,305	42,765	43,542	41,135	43,201	39,539
	人数	267	266	268	256	266	246

※令和5年度は見込値
資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 地域支援事業の状況

① 介護予防・日常生活支援総合事業利用人数の実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
訪問型 (従来型 [旧予防訪問介護])	25人	35人	25人	34人	25人	24人
通所型 (従来型 [旧予防通所介護])	75人	67人	75人	67人	75人	47人
訪問型A	2人	1人	2人	2人	2人	1人
短期集中予防(通所C)	(一般介護予防事業で実施)					
介護予防ケアマネジメント	90人	102人	90人	78人	90人	108人
事業費 決算額(単位:千円)	21,460	24,035	21,460	19,355	21,460	19,122

※令和5年度は見込値
資料: 地域支援事業交付金実績報告、決算書

② 一般介護予防事業の実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護予防把握事業	250人	250人	250人	464人	250人	110人
介護予防普及啓発事業						
介護予防教室	250回	292回	250回	273回	250回	214回
相談会	3回	3回	3回	4回	3回	3回
地域介護予防活動支援事業						
ボランティアの育成	13回	16回	12回	10回	8回	5回
地域活動組織の育成・支援	20回	17回	20回	18回	20回	9回
地域リハビリテーション活動支援事業	11回	10回	10回	11回	10回	9回
介護予防サークル活動支援事業						
サークル数	13ヶ所	13ヶ所	14ヶ所	11ヶ所	15ヶ所	16ヶ所
登録者数	120人	133人	128人	119人	135人	149人
事業費 決算額(単位:千円)	9,682	9,845	9,685	13,398	9,690	10,230

※令和5年度は見込値
資料: 地域支援事業交付金実績報告、決算書

③ 包括的支援事業の実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
総合相談支援事業 相談件数	800件	620件	800件	980件	800件	793件
うち新規	320件	245件	320件	310件	320件	279件
うち継続	480件	375件	480件	670件	480件	514件
在宅介護支援センター相談会						
連絡会開催回数	6回	6回	6回	5回	6回	5回
連絡会参加延人数	42人	46人	42人	32人	42人	31人
見守りSOSネットワーク事業						
通報・相談件数	5件	5件	5件	3件	5件	4件
推進会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
連携会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
事前登録件数	15件	16件	16件	18件	17件	14件
SOS協力機関登録件数	13件	14件	13件	14件	13件	14件
地域包括支援センター運営協議会	2回	1回	2回	1回	2回	1回
権利擁護事業						
成年後見制度相談件数	10件	5件	10件	2件	10件	2件
高齢者虐待相談件数	5件	7件	5件	5件	5件	6件
包括的・継続的ケアマネジメント事業						
介護支援専門員実人数	13人	13人	13人	13人	13人	13人
連絡調整会議	6回	6回	6回	6回	6回	4回
在宅医療・介護連携推進事業						
あなみず医療・介護ネットワークの会	5回	3回	5回	3回	5回	1回
地域ケア会議推進事業						
個別ケア会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
地域ケア推進会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
生活支援体制整備事業						
生活支援コーディネーター人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
関係者連絡会	12回	12回	12回	12回	12回	9回
協議会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
認知症地域支援・ケア向上事業						
対応実件数	20件	20件	20件	9件	20件	9件
初期集中チーム員会議	12回	11回	12回	12回	12回	10回
初期集中チーム検討委員会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
認知症地域支援推進員の配置	7人	7人	7人	8人	7人	7人
事業費 決算額（千円）	15,649	15,606	15,683	15,402	15,723	13,388

※令和5年度は見込値

資料：地域支援事業交付金実績報告、決算書

④ 任意事業の実績

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
家族介護支援事業						
家族介護教室	4回	1回	2回	1回	2回	1回
男性の料理&家族介護教室	4回	4回	4回	3回	4回	3回
介護用品支給事業	9人	10人	9人	9人	9人	10人
成年後見制度利用支援事業						
申立件数	3件	0件	3件	0件	3件	1件
報酬助成件数	2件	1件	2件	1件	2件	0件
認知症サポーター養成事業						
認知症サポーター養成講座	3回	4回	3回	2回	3回	3回
講座の受講延人数	1,200人	1,217人	1,280人	1,260人	1,350人	1,319人
認知症キャラバンメイト登録者	26人	27人	26人	27人	26人	26人
事業費 決算額 (千円)	1,095	986	1,097	936	1,099	766

※令和5年度は見込値

資料：地域支援事業交付金実績報告、決算書

(3) 高齢者福祉事業の状況の状況

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
配食サービス事業						
単身世帯・高齢者のみの世帯等に見守りを兼ねて昼食を提供。利用料は1食530円						
利用延食数(食)	7,440	7,846	7,464	7,224	7,488	5,711
事業費(千円)	2,753	2,904	2,673	2,903	2,771	3,141
生活管理指導ショートステイ。						
養護老人ホームのショートステイ。利用料1日2,000円。利用は原則7日まで/年						
利用延日数(日)	110	79	110	155	110	93
事業費(千円)	231	158	231	310	231	195
訪問理美容サービス事業						
要介護3以上の在宅高齢者への訪問理美容サービス。利用料500円						
利用延人数(人)	76	18	76	12	76	9
事業費(千円)	282	72	282	56	282	36
介護用品支給事業						
要介護3以上の方への紙おむつ支給事業。通常販売価格の半額。1ヶ月6,000円上限。						
利用延人数(人)	132		132	45	132	49
事業費(千円)	—	379	—	187	—	254
緊急通報装置貸与						
65歳以上一人暮らしの方への緊急通報装置貸与事業。設置費のうち3,000円及び通話料は自己負担。						
年間延設置台数(台)	156	143	156	119	156	102
事業費(千円)	—	492	—	422	—	323
外出支援バス運行事業						
医療機関までの送迎。片道200円						
利用延人数(人)	2,000	1,368	2,000	1,949	2,000	1,637
事業費(千円)	—	2,447	—	3,212	—	3,274
長寿祝事業						
100歳到達者への祝金贈呈。90歳到達者へ記念品贈呈						
対象者数(人)	95	71	95	70	95	74
事業費(千円)	—	279	—	378	—	591
老人保護措置事業						
環境上の理由、経済的な理由等により居宅での生活が困難な高齢者のために行う養護老人ホームへの入所措置。						
被措置人数(人)	38	35	38	32	38	32
事業費(千円)	—	80,593	—	75,199	—	72,004
生活支援コーディネーター活動実績						
たすけ隊(利用延回数)	70回	124回	110回	159回	110回	112回
お出かけ支援バス(利用延人数)	180人	179人	180人	186人	180人	146回

第3章 計画の基本理念・目標

1 基本理念

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念「住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」～支え合い、みんなで創る持続可能な共生社会～、及び第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている4つの基本目標の1つである「いつまでも元気に住み続けられる」を受けて、第9期穴水町介護保険事業計画の基本理念を次のとおりとします。

共に力を合わせて支え合い安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向け、より効果的・効率的に施策を推進することができるよう、本町における高齢者施策の方向性を示す3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 ～いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちづくり～

心身の健康を保つことは、日常生活を送るうえで最も大切なことです。年を重ねることで変化する心身の状況を受け入れながら、一人ひとりが生きがいを持って暮らせるよう、健康づくりや介護予防、生きがいづくり等の施策を推進し、「いつまでも元気でいきいきと暮らせるまち」を目指します。

基本目標2 ～地域で暮らしを支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）～

元気な高齢者が増えている今日、健康寿命は延伸しています。高齢者がこれまで培ってきた知識や経験や能力を活かし、就労や地域活動などの様々な場で活躍する高齢者が増えることは、元気なまちづくりにつながります。

また、働き盛り世代の急激な人口減少が見込まれる中、介護予防や高齢者の生活支援などの活動にも高齢者の力が必要となっています。

年齢や立場を問わず、不安を感じた時の相談先や、介護が必要な状態や認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けられる体制、災害等の緊急時の対応等の施策を幅広く推進していくことで、年齢や立場を超えてつながり「地域で暮らしを支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）」を目指します。

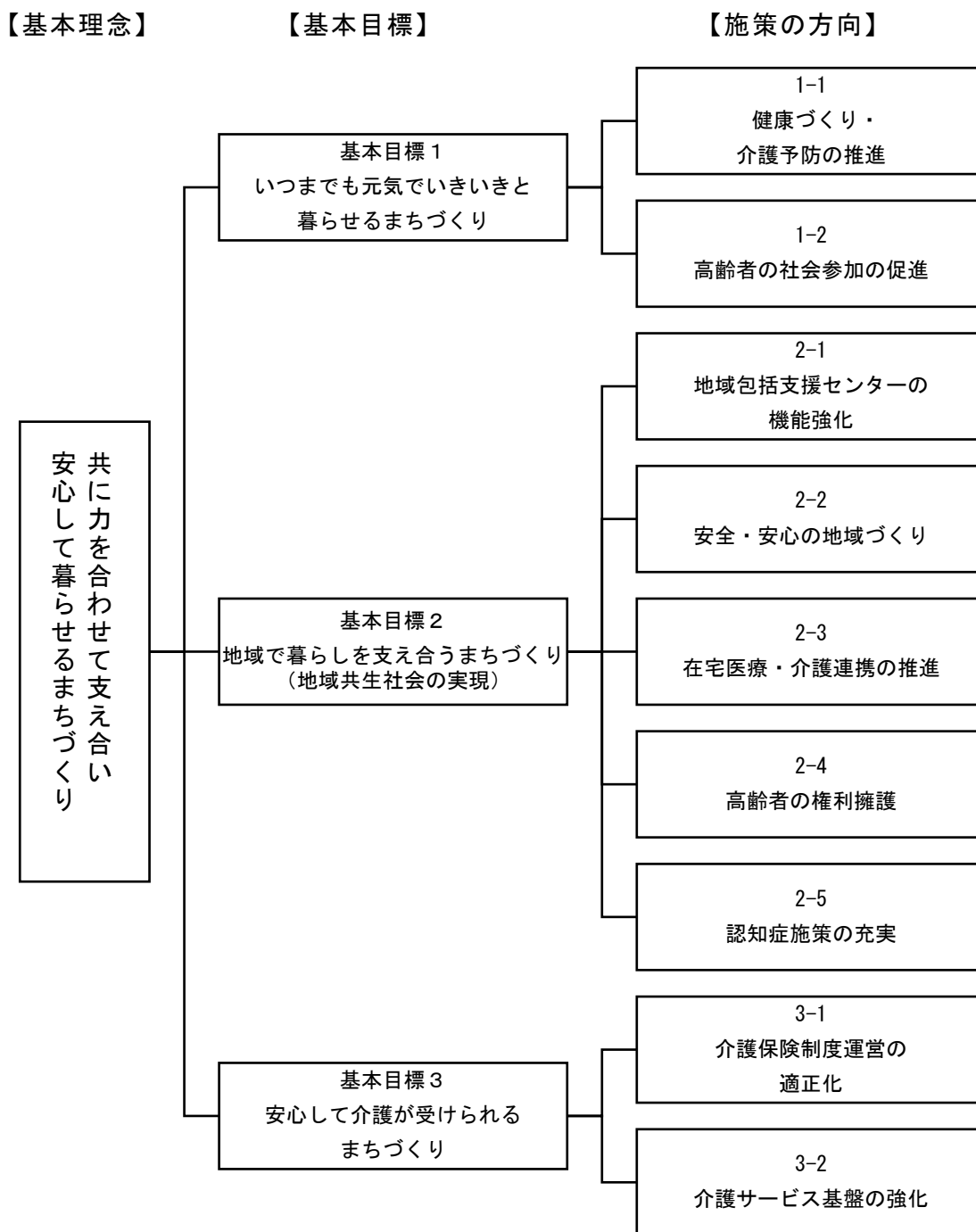
基本目標3 ～安心して介護が受けられるまちづくり～

支援や介護を必要とする割合は、75歳から徐々に増え始め、85歳を過ぎると大きく増加します。必要とする介護サービスを安心して受けることができるよう、介護保険制度の適正化、サービスの質の確保・向上を推進していくことで「安心して介護が受けられるまち」を目指します。

また、施設介護サービスについては、前計画期における整備によって充足していますが、居宅及び施設等における介護人材の確保については、介護保険サービスの適切な提供を図るうえで最も重要な課題です。県の取組に加え、町でも介護人材確保の施策を推進していきます。

3 施策の体系

次のような施策の体系で、介護保険施策、高齢者福祉施策を総合的に、体系的に推進していきます。なお、基本施策に係る個別施策の進捗管理を年度単位にPDCAサイクル（課題改善に向けた継続的な取り組み）の手法で、施策の有効性の評価及び改善策を検討していきます。



第4章 施策の具体的な取り組み

基本目標1 いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちづくり

1-1 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が可能な限り自立し、日常生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防事業を推進します。健康寿命を延伸し、フレイルや要介護状態の予防、要介護状態等の軽減、重度化防止を図ります。

(1) 健康診査の推進

① 特定健康診査の実施

特定健康診査、後期高齢者健康診査の受診を勧奨するとともに、国民健康保険人間ドックの助成を行い、自身の健康状態の確認を支援します。

② 各種検診の実施

若年者健診、各種がん検診、結核検診、歯周疾患検診、骨密度検診等の受診を勧奨し、自身の健康状態の確認を支援します。

(2) 地域の実態把握とハイリスクアプローチ（重症化予防）の推進

① KDBシステムデータや各健診データツールの活用・分析

KDBシステム（国保連データベースシステム）から被保険者一人ひとりの医療・健診・介護・要介護認定情報を把握して町の課題を明確化し、健康教育や保健指導を展開します。

② ハイリスクアプローチ（重症化予防）に係る個別相談・指導

ハイリスクアプローチ（重症化予防）を推進するため、実態把握により抽出した保健指導対象者に対して医療専門職が個別支援などの相談・指導を実施し、未治療者・治療中断者を適切な医療につなげます。

(3) 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的実施

① 医療・保健部門の専門職と連携した健康教育の実施

保健事業と介護予防を一体的に進めるため、介護・医療・健診情報などを活用し、

国民健康保険担当部署と連携して取り組みを進めるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律（第125条の2第1項）」に基づき事業を推進します。

また、地域の健康課題をもとに、高齢者サロンや介護予防教室などを活用し、医療専門職によるフレイル予防などの健康教育を実施します。

(4) 介護予防事業の推進

① 介護予防教室の開催と講師の派遣

高齢者の閉じこもりやフレイル予防を目的とした介護予防教室を開催します。また、各地域で開催される地区健康教室や高齢者サロン等に対して介護予防に関連する講師を派遣し、介護予防の取り組みを支援します。

なお、介護予防の各取り組みにあたっては、多くの方に参加してもらうことを念頭に、多様な関係機関と連携しながら機会の周知拡大を図ります。

② 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険事業の地域支援事業に位置づけられる、介護予防・日常生活支援総合事業を積極的に推進します。

(5) 地域リハビリテーション提供体制の充実

① リハビリテーションサービスの提供支援

リハビリテーションによって潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高め自立した生活や社会参加を促進することが重要です。国が示す提供体制に関する指標を参考に、関係機関と連携して、リハビリテーションサービスの提供を支援します。

② リハビリテーションサービスの周知・啓発

地区健康教室等へのリハビリテーション専門職の関与や、介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、リハビリテーションに係る知識・技術・情報を提供し、介護予防の取り組みを支援します。

(6) 健康づくり推進員の育成と活用

① 健康づくり推進員の養成と活動支援

町の健康づくり事業の支援や地域での介護予防活動を行う、健康づくり推進員を養成します。あわせて、定期的な研修や連絡会等により活動を支援します。

1-2 高齢者の社会参加の促進

高齢者が社会と関わりを持ち続けながら、地域でいきいきと暮らすことができるよう、高齢者の豊富な知識・技能・経験を活かす活動や、生涯学習、健康クラブ等を通じて、高齢者の多様な社会参加を促進します。

(1) 高齢者団体等への支援

① 健康クラブ・老人クラブ等の活動支援

健康クラブや老人クラブは、高齢者の生きがい・健康・仲間づくり等の活動を行い、相互に支え合いながら積極的に社会参加に取り組んでいるため、会員同士の連携を図り、地域のボランティア活動を推進するなど、地区健康教室や介護予防サークル、サロンなど自主活動に対し、専門職の派遣や研修会の実施、運営に関する助成を行い、高齢者がいつまでも生きがいを持ち、心身ともに健康でいられるよう活動を支援します。

② その他社会福祉事業への支援

様々な社会福祉事業や、心配ごと相談事業、ボランティアセンター運営等に関して助成を行い、活動の支援を行います。また、社会福祉協議会等と連携を図りながら福祉の向上に努めます。

(2) 生きがいづくり活動や社会参加の促進

① 生きがいセンター事業

生きがいづくりや社会参加に資する生きがいセンター事業を推進します。

② ふれあい入浴デー事業

外出支援や社会参加による高齢者同士の交流や日常生活行為を支えることで、自立した生活を送ることができるよう、ふれあい入浴デー事業による利用料の助成を行います。

基本目標 2 地域で暮らしを支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）

2-1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの深化に向け、重層的支援体制の構築や共生型サービスの実現を念頭に、地域包括支援センターを運営します。

また、地域包括支援センター運営協議会を開催し、センターの運営や質の向上のため、承認や協議、評価を実施します。

あわせて、困りごとを抱えた高齢者や家族が気軽に相談でき、適切な支援が得られるよう、相談機能を強化するとともに、生活困窮やヤングケアラーなどの複合的な相談は専門的な支援につながるよう関係機関と連携を図ります。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、相談支援、地域ケア会議を通じたネットワークづくりや課題解決など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、地域コミュニティをはじめ、医療・介護・福祉・保健などの専門機関、高齢者に関わる機関・関係者が連携する支え合いの仕組みづくりを推進します。

(1) 地域ケア会議の推進

① 地域ケア個別会議の推進

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決を支援する、地域ケア個別会議を開催します。

② 地域ケア推進会議の推進

地域住民の代表者である委員からの意見や個別ケースの課題の積み重ねによる地域課題に対して必要な取り組みや資源を開発する地域ケア推進会議を開催します。

(2) 地域の生活支援体制の整備・充実

① 生活支援コーディネーターの配置と活用

各地域の実情に合った生活支援を行うため、生活支援コーディネーターを配置し、地域の多様な主体（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティアなど）の連携を進め、各主体の強みを活かした地域毎の支援体制の構築を図ります。

また、各地域の状況を共有、活用することで、他の地域の課題に対しても解決を図ります。

② 人材活用の総合的な仕組みの検討

健康づくり推進員をはじめとした担い手の活用や、ボランティア登録など、地域で日常生活を支援できる人材活用に向け、総合的な仕組みを検討します。

2-2 安全・安心の地域づくり

一人暮らし高齢者や寝たきり等の高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守り体制の強化や高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる生活環境や住まいの整備、外出・買い物支援等に取り組むとともに、家族介護者の負担軽減のための取り組みを進めます。

(1) 地域の見守り体制の強化

① 高齢者見守り事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者が増加し、地域との関わりが少なく社会的にも孤立しがちな高齢者を、身近な地域で見守り支え合う仕組みづくりを行います。

事業所への啓発を定期的を実施し、見守り活動を進めます。

② 消費者被害や振り込め詐欺などの情報提供

警察などの関係機関と連携し、介護予防教室や民生委員・児童委員協議会などで、消費者被害や振り込め詐欺などの情報を提供し、犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図ります。

③ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成

災害時に自力で避難することが困難な要支援者について、有事の安否確認などを円滑に進めるため、防災担当課や社会福祉協議会、地域福祉推進員などの関係機関と連携しながら、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の整備を進め、活用します。

(2) 高齢者福祉サービスの提供

① 配食サービス事業

家庭での調理が困難な方（主に独居高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者）を対象とし、食生活の改善を図ると同時に、安否確認を行います。

② 生活管理指導ショートステイサービス事業

在宅で生活する高齢者で、一時的に生活指導が必要な方、また病気・冠婚葬祭・旅行等で一時的にお世話ができなくなった場合等、一週間程度、養護老人ホームに宿泊し生活に関する支援を提供します。

③ 介護用品支給サービス事業

一定の条件を満たした在宅高齢者を介護する世帯などに対し、紙おむつや尿とりパッド等を安価に販売します。

④ 訪問理美容サービス事業

理容・美容サービスを利用することが困難な高齢者を対象に、訪問理容・美容サービスを提供します。

⑤ 地域支え合い訪問支援事業「たすけ隊」

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、地域のボランティア（有償）がゴミ出し等の日常生活支援を行います。

⑥ 外出支援バス運行事業

買い物や医療機関受診のための交通を確保し、日常生活に必要な外出を支援します。

⑦ 緊急通報装置貸与サービス事業

一人暮らしや虚弱な高齢者を対象に、自宅に緊急通報端末機やセンサーを設置し、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。

(3) 高齢者の住まいの確保

① 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスの情報提供

高齢者の住まいの確保に向け、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスの情報を、県等の関係機関から取得し、必要な方に情報提供します。

(4) 介護者への支援

① 生活管理指導ショートステイサービス事業

日常生活において見守りを必要としつつ、養護者が急病や葬儀などで一時的に不在となる高齢者に対して、養護老人ホームで短期的に宿泊できるショートステイサービスを提供します。

② 介護者教室の開催

介護相談や情報交換、介護者相互の交流や勉強会を行うことで、家族の身体的・精神的負担の軽減と回復を支援するため、家族介護教室、男性の料理&家族介護教室を実施します。

③ 介護離職防止に向けた相談窓口の周知など

介護離職防止に向け、関係機関と連携し、職場環境の改善や相談窓口の周知など、普及啓発を実施します。

2-3 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携の推進と切れ目ない提供体制の構築

高齢化の進展により、慢性疾患や認知症など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護が連携した提供体制の構築が求められます。

各地域のあるべき姿を共有して在宅医療・介護の連携を進め、看取りや認知症の方への対応などを強化するため、地域の医療・介護関係者による在宅医療・介護連携推進会議を開催し、切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築を図ります。

② 地域の医療・介護の資源の把握と普及啓発

地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集します。

また、情報や制度を発信し、地域住民への普及・啓発に努めます。

2-4 高齢者の権利擁護

介護を必要とする状態になっても高齢者の尊厳が守られるよう、虐待防止の啓発を進めるとともに、早期発見・早期対応に向けて、地域や関係機関等との連携強化を図ります。また、認知症等により判断能力が低下した状態にあっても、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進など権利擁護の推進に取り組みます。

(1) 成年後見制度の利用促進

① 成年後見制度利用促進基本計画の推進

判断能力が低下した認知症の方や障がい者の権利を守るため、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に沿って推進します。

(2) 養護老人ホーム入所措置

① 養護老人ホーム入所措置

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を養護老人ホームにおいて入所措置します。入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

(3) 高齢者虐待防止の推進

① 高齢者虐待防止ネットワークの強化

民生委員や自治会をはじめとした地域で活動する方や団体、事業所、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見、迅速かつ適切な支援につなげます。

② 虐待相談支援の実施

虐待を受けた高齢者が気軽に相談できる窓口や、支援体制の整備を行います。

2-5 認知症施策の充実

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の理解を深めるための啓発や本人発信支援、認知症の予防・早期発見、医療・ケア・介護サービスの提供、若年性認知症の方や家族介護者への支援など「共生」と「予防」を両輪とした総合的な認知症施策を推進します。

(1) 認知症に対する正しい理解の啓発

① 多様な関係機関と連携した認知症の理解の啓発

教育や地域づくりを通して子どもたちが地域の高齢者とふれあいを持つことや地域でも見守れるよう、民生児童委員定例会などにおいて認知症に対する理解を深めるとともに、世代間の情報共有を図るよう、啓発を推進します。

② 認知症サポーターの養成と支援

認知症の早期発見の必要性や支援方法などを学び、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターを養成する講座を開催します。

講座の開催にあたっては、多様な関係機関と連携しながら機会の周知を図ります。

③ 認知症ケアパスの活用

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを把握してもらうため、具体的なケア内容や医療機関、地域住民の活動などを記載した認知症ケアパスを更新し、家族や住民、関係機関に広く周知します。

④ チームオレンジの設置

認知症サポーターの活動の場としてチームオレンジを設置し、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援を実施できるよう、認知症高齢者が安心して生活で

きる体制整備を目指します。

⑤ 認知症本人・家族からの情報発信

認知症高齢者の方やその家族のニーズを把握し、情報発信支援に取り組みます。また、世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発を行います。

(2) 認知症バリアフリーの推進

① 認知症初期集中支援チーム

医療・保健・福祉の専門職が、家族などの訴えにより認知症が疑われる方や認知症の方、その家族を訪問し、初期支援をおおむね6ヶ月間集中的に行い、チーム体制で自立生活のサポートを行います。支援を通じて認知症の方の声を集約し、施策への反映に努めます。

② 認知症地域支援推進員事業

認知症の方に対し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐコーディネーターである認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護保険事業所などとの連携を強化し、支援を行います。

③ 若年性認知症の啓発

町民に対する若年性認知症についての知識の普及を実施します。また、認知症地域支援推進員が認知症疾患医療センターなどと連携し、相談に対する支援を行います。

(3) 認知症予防・早期発見

① 認知症予防の推進

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加や交流は、認知症予防に効果があるとされています。地域で行われる高齢者サロンなどの交流の機会を多様な社会資源として、各地域に合った認知症予防の取り組みを総合的に進めます。

② 認知症の早期発見と支援

基本チェックリストなどを活用し、認知症の早期発見及び改善につなげるとともに、日常生活上の指導や助言を行い、適切な予防事業への参加を推進します。

また、町の相談窓口について周知・啓発を行い、認知症に対する不安の解消を図ります。

(4) 認知症の家族介護者への支援

① 認知症カフェ（にじいろ茶房）の開催

認知症の方やその家族が不安や悩み事の相談や介護情報を得ることができる認知症カフェ（にじいろ茶房）を開催します。また、本人やその家族、関係者や町民が認知症カフェに気軽に参加できるよう、実施内容を広く周知します。

② 認知症高齢者の見守り・捜索支援

行方不明になるおそれのある方の見守りについて、効果的な手段を検討しつつ、見守り活動の強化を図ります。

あわせて、SOS見守りネットワーク登録事業の推進を図ります。

基本目標3 安心して介護が受けられるまちづくり

3-1 介護保険制度運営の適正化

介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、中長期的な人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の整備を図ります。

また、介護サービスが効果的・効率的に利用されるよう、サービスの質の向上に向けた指導や支援、介護給付の適正化に向けた取り組みを推進します。

(1) 介護保険サービスの提供

① 居宅サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、それぞれの要介護状態に応じた必要な居宅サービスを提供します。

② 地域密着型サービスの提供

高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスを受けることができるよう、それぞれの要介護状態に応じた必要な地域密着型サービスを提供します。

サービス事業所のあり方については、穴水町地域密着型サービス運営委員会で協議・検討します。

③ 施設サービスの提供

可能な限り居宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、居宅での生活が困難

な方に対しては、それぞれの要介護状態に応じた必要な施設サービスを提供します。

(2) 介護サービス事業所の情報開示、相談対応

① 事業者情報の開示指導

町が指定権限を持つ事業所に対して、介護サービス情報の公表制度や福祉サービスの第三者評価などの活用により、積極的に自己情報を開示するよう指導します。

② 苦情対応・解決のための連携

介護サービス事業所に関する苦情相談があった場合は、関係機関（国民健康保険連合会など）との連携に努めます。

(3) ケアプラン点検等による介護給付の適正化

① 介護給付と要介護認定の適正化

介護給付の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの確保とともに介護保険料の増大化を抑制し、介護保険制度を持続可能な制度にするため、周知などの取り組みを進めます。

認定調査の公平性を確保するため、認定に係る認定調査の内容を点検します。また、認定調査員への研修を適宜実施し、認定調査の信頼性のさらなる向上を図ります。あわせて、公平な認定を維持するために、介護認定審査委員研修を受講し審査判定の標準化を図ります。

② ケアプラン点検

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容を、資料提出または訪問調査により点検・指導及び評価します。あわせて、住宅改修や福祉用具購入・貸与についても、ケアプラン点検の中で適正化を図ります。

③ 縦覧点検、医療情報との突合

複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、チェック一覧表をもとに提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、石川県国民健康保険団体連合会（国保連）に委託し、提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

(4) 介護サービス事業所への指導・監督

① 介護サービス事業所への指導・監督

町が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所に対し運営指導を行うとともに、必要に応じ集団指導を行います。

また、入手した各種情報により指定基準違反や不正請求が認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合には、監査を実施します。

3-2 介護サービス基盤の強化

多様化する介護サービスの需要に対応できるよう、国・県・介護サービス事業者と連携して、介護人材の確保・育成と介護現場の生産性向上の取り組みを一体的に推進します。また、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくり、災害時や感染症の流行期など緊急時における体制強化に向けた取り組みを推進します。

(1) 介護人材の確保

① 介護職場の魅力発信

県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信します。また、事業所と連携し、研修会の実施など、介護職員の離職防止に努めます。

② 介護人材の育成

介護人材の確保や人材育成に向け、県の介護人材育成事業の活用や県との連携を図り、情報の提供に努めます。

(2) 介護サービス事業所の働きやすい環境づくりの推進

① 介護サービス事業所の業務効率化

介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化や、様式例の活用による標準化を図ります。

② 介護サービス事業所の働きやすい環境整備

全ての介護サービス事業者に対し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。こうした状況を踏まえ、運営指導の際に、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。

(3) 介護サービス事業所への防災・感染症対策

① 介護サービス事業所の防災対策

介護サービス事業所に防災対策に係る情報を共有し、各事業所が策定するBCP計画の策定・改善を図ります。

また、災害時に介護サービス事業所の被災状況などを集約する「災害時情報共有シ

システム」について、国の動向を注視しながら活用を検討します。

② 介護サービス事業所の感染症対策

新たな感染症の発生などの際には、県や保健所、医療機関、町関係機関等と連携し、介護サービス事業所への支援を行います。

第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料

1 総人口及び高齢者人口の推計

(1) 総人口及び高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

総人口は、第9期計画中（令和6年（2024）年度～令和8年（2026）年度）において、減少が見込まれています。

高齢者人口も（第1号被保険者数）も減少し、令和8年（2026）年度には3,454人となり、高齢化率は51.8%と予測されます。

人口・高齢化率の推計

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	7,056	6,848	6,671	5,965	5,153	4,382
第1号被保険者 (65歳以上)	3,572	3,514	3,454	3,203	2,833	2,493
65～69歳	635	599	574	473	389	392
70～74歳	837	800	764	619	490	406
75～79歳	704	737	710	601	468	371
80～84歳	573	561	598	744	607	478
85～89歳	441	427	419	383	517	422
90歳以上	382	390	389	383	362	424
第2号被保険者 (40～64歳)	1,939	1,857	1,798	1,563	1,333	1,079
合計	5,511	5,371	5,252	4,766	4,166	3,572
高齢化率	50.6%	51.3%	51.8%	53.7%	55.0%	56.9%
後期高齢化率	29.8%	30.9%	31.7%	35.4%	37.9%	38.7%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要介護等認定者数の推計

認定者数は、第9期計画中（令和6年（2024）年度～令和8年（2026）年度）において、減少が見込まれています。第9期計画中の認定率は減少し、以降認定率は上昇すると予測されます。

単位：人

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
要支援1	71	69	67	72	71	64
要支援2	38	37	34	41	42	39
要介護1	168	161	157	182	184	176
要介護2	111	101	95	113	114	109
要介護3	79	73	71	88	83	83
要介護4	68	69	68	85	82	87
要介護5	100	100	97	114	114	113
総数	635	610	589	695	690	671
認定率(%)	17.8%	17.4%	17.1%	21.7%	24.4%	26.9%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 介護保険・高齢者福祉事業の数値目標

(1) 介護給付費・予防給付費の見込

単位（千円）

	第9期			中長期的な推計		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	1,270,575	1,255,925	1,228,106	1,221,289	1,180,960	1,123,645
在宅	398,951	390,266	379,049	408,272	397,746	386,793
居住系	183,675	183,908	181,816	167,212	161,578	143,977
施設	687,949	681,751	667,241	645,805	621,636	592,875

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) サービス毎の利用見込

(a) 予防給付費の見込

単位：給付費年（千円）、回数／月（回）、人数／月（人）

区分		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	1,336	1,338	1,338	1,493	1,493	1,163
	回数	18.0	18.0	18.0	20.1	20.1	15.6
	人数	5	5	5	5	5	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	809	810	810	810	495	495
	回数	20.7	20.7	20.7	20.7	12.7	12.7
	人数	2	2	2	2	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	1	1	1	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	5,718	5,459	4,949	5,193	4,682	4,682
	人数	16	15	14	14	13	13
介護予防短期入所生活介護	給付費	1,220	1,222	1,222	1,229	1,229	1,229
	回数	17.2	17.2	17.2	17.3	17.3	17.3
	人数	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療等）	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	3,039	3,039	3,039	2,968	2,968	2,897
	人数	43	43	43	42	42	41
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	313	313	313	313	313	313
	人数	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	1,274	1,274	1,274	0	0	0
	人数	1	1	1	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	3,783	3,788	3,788	4,850	4,850	4,850
	人数	4	4	4	5	5	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費	2,939	3,052	3,215	3,215	3,161	3,106
	人数	54	56	59	59	58	57

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(b) 介護給付費の見込

単位：給付費年（千円）、回数（回）、人数／月（人）

区分		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費	88,659	88,021	86,435	110,660	106,238	101,970
	回数	2,809.6	2,787.2	2,736.8	3,569.5	3,422.6	3,284.2
	人数	84	82	81	90	88	85
訪問入浴介護	給付費	2,865	2,338	2,338	1,626	1,626	1,626
	回数	16.4	13.5	13.5	9.5	9.5	9.5
	人数	5	4	4	3	3	3
訪問看護	給付費	19,753	20,465	19,627	19,908	19,543	19,543
	回数	215.0	222.0	212.0	219.5	216.9	216.9
	人数	29	30	29	29	28	28
訪問リハビリテーション	給付費	2,564	2,567	2,161	2,060	1,308	1,308
	回数	58.0	58.0	49.0	46.4	29.4	29.4
	人数	7	7	6	6	4	4
居宅療養管理指導	給付費	6,443	6,241	6,241	5,958	5,824	5,661
	人数	69	67	67	64	63	61
通所介護	給付費	129,614	128,987	125,690	128,641	126,470	123,438
	回数	1,462.4	1,453.4	1,419.6	1,446.3	1,419.7	1,389.8
	人数	153	152	149	152	149	146
通所リハビリテーション	給付費	26,374	22,549	21,090	19,243	18,422	17,960
	回数	239.0	215.0	201.0	178.9	172.8	166.6
	人数	34	31	29	30	29	28
短期入所生活介護	給付費	24,281	23,486	22,319	18,681	18,025	16,765
	回数	251.9	241.9	231.9	195.4	188.8	173.7
	人数	22	21	20	19	18	17
短期入所療養介護 (老健)	給付費	4,053	4,058	4,058	2,998	2,998	2,998
	回数	28.0	28.0	28.0	20.7	20.7	20.7
	人数	3	3	3	2	2	2
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	1	1	1	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	22,114	21,341	20,813	20,559	20,202	19,959
	人数	135	131	129	127	125	124
福祉用具購入費	給付費	742	742	742	366	366	366
	人数	2	2	2	1	1	1
住宅改修費	給付費	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367
	人数	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費	10,666	10,680	10,680	8,688	8,688	8,688
	人数	6	6	6	5	5	5

区分		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	1,292	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
	回数	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
	人数	3	2	2	2	2	2
認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費	9,076	9,088	9,088	14,860	14,860	14,860
	人数	5	5	5	6	6	6
認知症対応型共同生活介護	給付費	110,763	110,903	110,903	101,352	98,069	85,417
	人数	35	35	35	32	31	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	62,246	62,325	60,233	57,172	54,821	49,872
	人数	26	26	25	24	23	21
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	186,209	186,444	186,444	179,807	176,410	173,140
	人数	55	55	55	53	52	51
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費	171,731	168,829	165,404	161,978	153,267	143,956
	人数	54	53	52	51	48	45
介護老人保健施設	給付費	184,201	180,485	172,626	161,253	157,304	153,791
	人数	50	49	47	44	43	42
介護医療院	給付費	145,808	145,993	142,767	142,767	134,655	121,988
	人数	34	34	33	33	31	28
介護療養型医療施設	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	給付費	39,323	37,428	35,839	39,981	40,013	38,944
	人数	247	235	225	246	246	240

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 地域支援事業の見込

① 介護予防・日常生活支援総合事業利用人数の実績

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
訪問型 (従来型 [旧予防訪問介護])	18 人	18 人	18 人	15 人	13 人	11 人
通所型 (従来型 [旧予防通所介護])	38 人	38 人	38 人	32 人	28 人	24 人
訪問型 A	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
短期集中予防 (通所 C)	(一般介護予防事業で実施)					
介護予防ケアマネジメント	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
事業費 決算額 (単位: 千円)	18,796	17,481	16,481	12,546	11,123	9,602

資料: 地域包括ケア「見える化」システム

② 一般介護予防事業の実績

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
介護予防把握事業	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
介護予防普及啓発事業						
介護予防教室	200 回	200 回	200 回	180 回	160 回	140 回
相談会	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
地域介護予防活動支援事業						
ボランティアの育成	10 回	5 回	10 回	10 回	5 回	10 回
地域活動組織の育成・支援	13 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
地域リハビリテーション活動 支援事業	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
介護予防サークル活動支援事業						
サークル数	13 ヶ所	13 ヶ所	13 ヶ所	12 ヶ所	10 ヶ所	8 ヶ所
登録者数	110 人	110 人	110 人	100 人	100 人	80 人
事業費 決算額 (単位: 千円)	11,068	11,068	11,068	12,040	11,147	9,763

資料: 地域包括ケア「見える化」システム

③ 包括的支援事業の実績

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
総合相談支援事業 相談件数	800件	800件	800件	800件	800件	800件
うち新規	300件	300件	300件	300件	300件	300件
うち継続	500件	500件	500件	500件	500件	500件
在宅介護支援センター相談会						
連絡会開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
連絡会参加延人数	30人	30人	30人	30人	30人	30人
見守りSOSネットワーク事業						
通報・相談件数	5件	5件	5件	5件	5件	5件
推進会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
連携会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
事前登録件数	15件	16件	17件	18件	19件	20件
SOS協力機関登録件数	14件	14件	14件	14件	14件	14件
地域包括支援センター運営協議会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
権利擁護事業						
成年後見制度相談件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件
高齢者虐待相談件数	5件	5件	5件	5件	5件	5件
包括的・継続的ケアマネジメント事業						
介護支援専門員実人数	13人	13人	13人	13人	13人	13人
連絡調整会議	6回	6回	6回	6回	6回	6回
在宅医療・介護連携推進事業						
あなみず医療・介護ネットワークの会	3回	3回	3回	3回	3回	3回
地域ケア会議推進事業						
個別ケア会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
地域ケア推進会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回
生活支援体制整備事業						
生活支援コーディネーター人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
関係者連絡会	12回	12回	12回	12回	12回	12回
協議会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
認知症地域支援・ケア向上事業						
対応実件数	10件	10件	10件	10件	10件	10件
初期集中チーム員会議	12回	12回	12回	12回	12回	12回
初期集中チーム検討委員会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
認知症地域支援推進員の配置	7人	7人	7人	8人	7人	7人
事業費 決算額 (千円)	13,885	13,885	13,885	12,991	11,737	10,602

資料：地域包括ケア「見える化」システム

④ 任意事業の実績

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
家族介護支援事業						
家族介護教室	2回	2回	2回	2回	2回	2回
男性の料理&家族介護教室	3回	3回	3回	3回	3回	3回
介護用品支給事業	10人	10人	10人	10人	10人	10人
成年後見制度利用支援事業						
申立件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件
報酬助成件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
認知症サポーター養成事業						
認知症サポーター養成講座	3回	3回	3回	3回	3回	3回
講座の受講延人数	1,360人	1,400人	1,450人	1,500人	1,550人	1,600人
認知症キャラバンメイト登録者	26人	27人	28人	27人	26人	26人
事業費 決算額 (千円)	909	909	909	794	702	618

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 今後の高齢者福祉事業

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
配食サービス事業 単身世帯・高齢者のみの世帯等に見守りを兼ねて昼食を提供。利用料は 1 食 530 円			
利用延食数（食）	7,740	7,740	7,740
事業費（千円）	4,257	4,257	4,257
生活管理指導ショートステイ。 養護老人ホームのショートステイ。利用料 1 日 2,000 円。利用は原則 7 日まで／年			
利用延日数（日）	120	120	120
事業費（千円）	264	264	264
訪問理美容サービス事業 要介護 3 以上の在宅高齢者への訪問理美容サービス。利用料 500 円			
利用延人数（人）	15	15	15
事業費（千円）	60	60	60
介護用品支給事業 要介護 3 以上の方への紙おむつ支給事業。通常販売価格の半額。1 ヶ月 6,000 円上限。			
利用延人数（人）	120	120	120
事業費（千円）	504	504	504
緊急通報装置貸与 65 歳以上一人暮らしの方への緊急通報装置貸与事業。設置費のうち 3,000 円及び通話料は自己負担。			
年間延設置台数（台）	156	156	156
事業費（千円）	546	546	546
外出支援バス運行事業 医療機関までの送迎。片道 200 円			
利用延人数（人）	1,900	1,900	1,900
事業費（千円）	5,077	5,077	5,077
地域支え合い訪問支援事業「たすけ隊」 地域のボランティア（有償）がゴミ出し等の日常生活支援を行います。1 時間 500 円 週 2 回が上限			
利用延人数（人）	120	120	120
事業費（千円）	70	70	70
長寿祝事業 100 歳到達者への祝金贈呈。90 歳到達者へ記念品贈呈			
対象者数（人）	82	76	100
事業費（千円）	417	395	475
老人保護措置事業 環境上の理由、経済的な理由等により居宅での生活が困難な高齢者のために行う養護老人ホームへの入所措置。			
被措置人数（人）	37	37	37
事業費（千円）	83,968	83,968	83,968
生活支援コーディネーター活動実績			
たすけ隊（利用延回数）	120 回	120 回	120 回
お出かけ支援バス（利用延人数）	116 人	116 人	116 人

3 介護保険特別会計の構造

(1) 介護保険給付に係る財源の構造（居宅サービスの場合）

介護保険給付に必要な費用は、半分を公費（国・県・町）、残る半分を介護保険料（第1号被保険者と医療保険に加入している第2号被保険者が負担）でまかなわれます。

第1号被保険者の保険料は23%ですが、本町では調整交付金の上乗せがあるため、約20%となります。

●第9期介護保険事業計画期間の介護保険給付費の財源構成

総事業費	総給付費 （総事業費の概ね90%）	介護保険料 50%	第1号被保険者保険料 （65歳以上） 23%（※1）		第2号被保険者保険料 （40歳以上65歳未満） 27%（定率）	
		公費 50%	国		県	町
	5%（※2） 調整交付金		20% （定率）		12.5% （定率）	12.5% （定率）
	利用者負担（費用の10%、一定以上の所得の方は20%）					

※1 23%となっていますが、国の調整交付金に連動して割合が増減します。

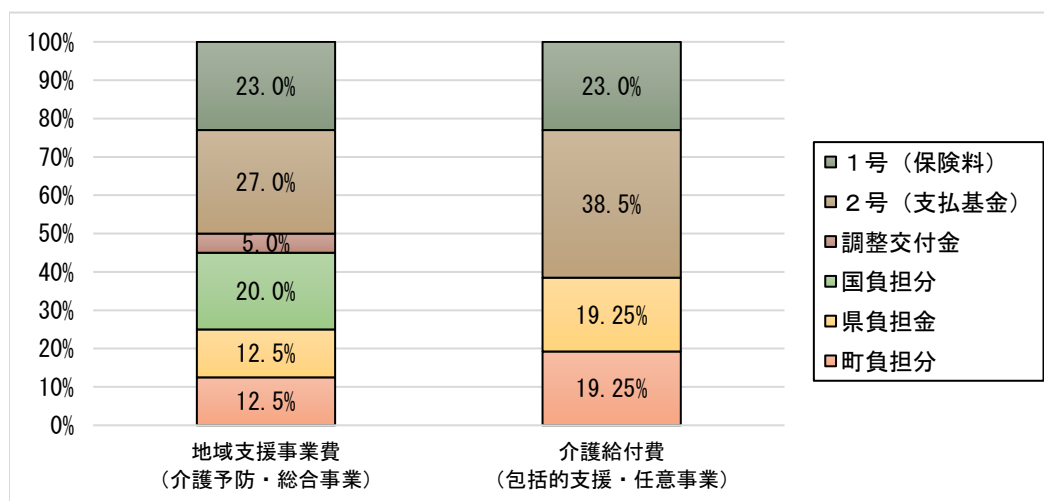
※2 調整交付金とは、後期高齢者人口の比率や第1号被保険者の所得分布状況により変動します。標準値である給付費の5%相当分を超えて受けることができ、第1号被保険者の保険料負担が軽減されるため、当町の実質的な第1号被保険者の負担額は、総給付費の約20%程度となります。

(2) 地域支援事業に係る財源の構造

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業で構成されています。

財源については、介護予防・日常生活支援総合事業は、[前年度の予防給付（訪問介護・通所介護・予防給付）＋介護予防事業] × 75歳以上高齢者の伸び率の範囲内とされています。

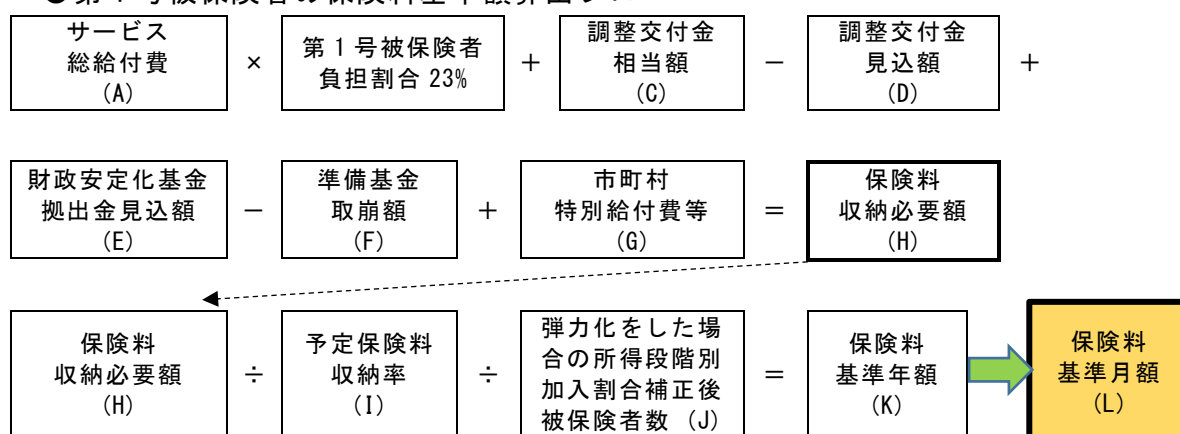
●第9期介護保険事業計画期間の地域支援事業費の財源構成



(3) 保険料基準額の推計

第1号被保険者の保険料基準月額は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や弾力化した場合の所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準額を算出します。

●第1号被保険者の保険料基準額算出フロー



(4) 第1号被保険者の保険料の積算根拠

保険料基準月額に用いた数値は以下のとおりです。

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
標準給付費(A)	1,360,607,025	1,344,473,408	1,313,605,974	1,320,656,786
①総給付費	1,270,575,000	1,255,925,000	1,228,106,000	1,221,289,000
②特定入所者介護サービス費等給付費	55,727,570	54,809,720	52,922,828	61,500,039
③高額介護サービス費等給付費	29,574,645	29,092,630	28,091,080	32,574,315
④高額医療合算介護サービス費等給付費	4,094,068	4,021,548	3,883,102	4,581,928
⑤算定対象審査支払手数料	635,742	624,510	602,964	711,504
地域支援事業費(B)	44,658,580	43,343,580	42,343,580	38,372,222
①介護予防・日常生活支援総合事業費	29,864,380	28,549,380	27,549,380	24,586,302
②包括的支援事業・任意事業費	13,064,200	13,064,200	13,064,200	11,967,320
③包括的支援事業(社会保障充実分)	1,730,000	1,730,000	1,730,000	1,818,600
第1号被保険者負担分相当額	323,211,089	319,197,907	311,868,397	326,166,962
調整交付金相当額(C)	69,523,570	68,651,139	67,057,768	67,262,154
調整交付金見込額(D)	116,243,000	112,451,000	106,354,000	103,315,000
調整率	1.0	1.0	1.0	1.0
特別調整交付金の交付見込額	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合	8.36%	8.19%	7.93%	7.68%
後期高齢者加入割合補正係数	0.8864	0.8941	0.9055	0.9221
所得段階別加入割合補正係数	0.9635	0.9635	0.9635	0.9635
財政安定化基金(E)	0	0	0	0
準備基金取崩額(F)	41,000,000			—
市町村特別給付費等(G)	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)´	0	0	0	2,000,000
保険料収納必要額(H)	783,461,871			288,114,116
予定保険料収納率(I)	99.30%	99.30%	99.30%	99.30%
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)	0	0	0	0

$$[(A) + (B)] \times 23\% + (C) - (D) + (E) - (F) + (G) - (G)´ = (H)$$

$$(H) \div (I) \div (J) = (K) \text{ 基準年額} \div 12 = (L) \text{ 基準月額 } 6,486 \text{ 円} \Rightarrow 10 \text{ 円単位切捨て } \boxed{6,400 \text{ 円}}$$

(5) 所得段階別の保険料

所得段階別の保険料については、処遇改善に伴う報酬改定の影響等を加味して算定しています。

穴水町介護保険料 基準額 76,800 円 (年額)

この「基準額」をもとに、所得に応じて 1～13 段階の保険料に分かれます。

所得段階		保険料率	保険料年額	
第 1 段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、前年課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.455	34,944 円	
	軽減措置後	基準額 × 0.285	21,888 円	
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 × 0.685	52,608 円	
	軽減措置後	基準額 × 0.485	37,248 円	
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.69	52,992 円	
	軽減措置費	基準額 × 0.685	52,608 円	
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80 万円以下の方	基準額 × 0.90	69,120 円
第 5 段階		80 万円超の方	基準額 × 1.00	76,800 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120 万円未満の方	基準額 × 1.20	92,160 円
第 7 段階		120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.30	99,840 円
第 8 段階		210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.50	115,200 円
第 9 段階		320 万円以上の方	基準額 × 1.7	130,560 円
第 10 段階		420 万円以上	基準額 × 1.9	145,920 円
第 11 段階		520 万円以上	基準額 × 2.1	161,280 円
第 12 段階		620 万円以上	基準額 × 2.3	176,640 円
第 13 段階		720 万円以上	基準額 × 2.4	184,320 円

本来、第 1 段階については、基準額 × 0.5

第 2 段階については、基準額 × 0.75

第 3 段階については、基準額 × 0.75

となっていますが、低所得者の負担軽減のための特例措置により、保険料率が軽減されています。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進と点検体制

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを確認し、年度毎の実施状況及び成果を点検・評価する必要があります。このため、介護保険運営委員会の場で計画の進捗状況の把握及び計画の評価を行い、その結果について、町公式ホームページ等を通じて公表していきます。

また、計画の進捗状況を客観的に評価する手段として、評価指標の達成状況を確認します。なお、計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Act）の一連の流れについて、PDCA サイクルマネジメントにより継続的な改善に取り組みます。

2 周辺市町及び県との連携の強化

介護保険計画の円滑な推進には、居宅サービスや施設サービスといった介護保険サービスが円滑に供給されることが重要です。

広域型サービスでは、町の区域を越えた県・圏域全体などでサービス提供体制が確保されていることが重要であることから、周辺市町や県との連絡・連携が必要となります。

資 料 編

1 穴水町介護保険運営委員会規則

(設置)

第1条 町における介護保険の円滑な運営を図るため、穴水町介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を町長に答申する。

- (1) 穴水町介護保険事業計画及び穴水町高齢者福祉計画(以下「事業計画等」という。)の策定及び変更に関する事。
- (2) 事業計画等の実施状況及びその評価に関する事。
- (3) 介護保険事業の円滑な実施に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当であると認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、新たに組織された委員会の最初にかかれる会議については、町長がこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委員会の運営)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

2 穴水町介護保険運営委員会

(第9期穴水町介護保険事業計画等策定委員会) 委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者及び 被保険者代表	新田 義雄	穴水町区長町内会長協議会 会長
	目年 健吉	穴水町老人クラブ連合会 会長
	宮下 すみ子	穴水町女性団体協議会 会長
福祉関係者	不二井 悟史	朱鷺の苑 施設長
	殿田 和博	能登穴水聖頌園 施設長
	大島 秀文	穴水町社会福祉協議会 会長
保健・医療関係者	北川 浩文	能登北部医師会 理事
	宮本 正俊	介護医療院恵寿鳩ヶ丘 院長
	島中 公志	公立穴水総合病院 院長
議会代表者	小坂 孝純	穴水町議会教育民生常任委員会 委員長
行政関係者	本間 雅代	能登北部保健福祉センター 企画調整課長

3 用語集

か 行

◆介護給付

要介護認定を受けた被保険者に対する保険給付。原則、支給限度基準額の9割(8割、7割の場合あり)が保険給付され、残りの1割(所得状況等によって2割、3割となる場合あり)が利用者の自己負担となる。また、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の一種として介護給付がある。

◆介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人。一定の研修を終了した人は「主任介護支援専門員」となる。

◆介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合や、居宅介護支援事業者が居宅介護支援(介護サービス計画の作成等)を行った場合等にその対価として支払われる報酬。その基準額については、厚生労働大臣が定める。原則として利用者は介護報酬の1割(所得状況等によって2割、3割となる場合あり)を自己負担し、残りの9割(8割、7割の場合あり)については保険者から事業者に支払われる。

◆介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。

◆介護保険料

介護保険事業に要する費用に充てるために拠出する金額で、市町村(保険者)が被保険者から徴収する。第1号被保険者の保険料は、一定の基準により算定した額(基準額)に所得に応じた率を乗じて得た額となる。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づき算定した額となり、医療保険の保険料と一括して徴収される。

◆介護保険料月額基準額

第1号被保険者の介護保険料の基となる額のこと。3年間の総事業費から第1号被保険者の介護保険料でまかなう額の総額を計算し、第1号被保険者の3年間の見込量数で割り返して算出する。その際に、介護保険料の収納率や第1号被保険者の所得情報も考慮する。

◆介護予防

高齢者が自分らしく生活する為に危険な老化のサインを早期発見すること、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護状態の予防及び重症化の予防・軽減により、自ら力を取り戻していくこと。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

市区町村が介護予防および日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、2011(平成23)年の介護保険制度の改正において創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業のうち介護予防ケアマネジメント事業」「市町村の判断により実施する事業」のすべてを一括して総合的に実施する事業である。

◆介護離職

就業者が家族の介護、看護のために、退職、転職すること。

◆介護医療院

介護保険施設の一つ。日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として創設された。2018年4月から導入される。

◆カンファレンス

医師やケアマネージャー(介護支援専門員)、サービス事業者などの援助者が集まって行う会議のこと。要介護者本人の状態の変化や新しい課題や問題点がないか、適切にサービスを提供できているかを検討します。要介護者本人や家族が参加することもある。

◆居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が利用者宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う介護保険の居宅サービスのひとつ。

◆共生社会

共通のものを共有共用するメリットを重視する社会。住み分けの共存とは異なる。

◆ケアハウス(軽費老人ホーム)

介護利用型軽費老人ホームと呼ばれている。お年寄りには、ホームヘルパーから食事や

入浴を手伝ってもらいながら自立した生活を続けることができる。看護までは必要ないものの、生活面での手助けが必要な人に向く施設。民間や自治体が設立し、国費で補助する仕組みとなっている。

◆ケアプラン（居宅サービス計画）

個々人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に作成される介護計画のこと。ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成される。

◆ケアマネジメント

要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるように、ケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、様々な社会資源を組み合わせて調整する。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

◆高額介護サービス費

介護保険では、同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が、負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給される。高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口で「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要。

◆後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

さ 行

◆在宅医療

通院が困難な方が過ごす自宅や施設等に、かかりつけ医師や訪問看護師等の医療従事者が訪問して診療や医療処置を行うものです。必要に応じて、歯科治療や薬の処方、リハビリ、栄養指導等も受けることができます。

◆在宅サービス

自宅で生活する高齢者や身体障害者に対して、訪問介護・訪問看護・訪問入浴等の在宅サービスの提供を中心とした総合的なケアのこと。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、市町村に一つずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体です。住民や行政、社会福祉事業関係者などの参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組んでいる。

◆社会福祉法

社会福祉の目的や理念、原則に関する法。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定している。1951年の制定時は社会福祉事業法という名称であったが、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000年5月に法改正(同年6月施行)。

◆小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスのひとつで、介護が必要となった高齢者(主に認知症高齢者)が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なくサービスを提供できるのがその大きな特徴。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者の定義について、同法第二条により『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。』と定めている。

◆生活支援コーディネーター

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす調整役。

◆生活支援体制整備推進協議会

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とし、定期的な情報共有、連携の強化の場として作られた協議体。

◆生活習慣病

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症など、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に関与していると考えられる疾患の総称。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない方について、権利を守る援助者(家庭裁判所より選任された成年後見人等)を選ぶことで、法律的に支援する制度。

◆第 1 号・第 2 号被保険者

介護保険制度では、被保険者や保険料を第 1 号・第 2 号に分類する。

65 歳以上の方は第 1 号被保険者、40 歳から 65 歳未満までの方は第 2 号被保険者となる。

◆団塊の世代

昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）の 3 年間にわたる第 1 次ベビーブームに出生した人々をさし、約 800 万人（厚生労働省の統計）。2025（平成 37）年には後期高齢者になる。

◆地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。

◆地域福祉計画

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

◆地域サロン

地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営をしていく地域づくりの活動。

◆地域福祉推進員

見守りが必要な人に日常的に見守りや声かけを行うなど、潜在する福祉ニーズを早期に発見し、専門機関につなぐ地域のボランティア。

◆地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。地域包括ケアシステムの実現に向けて、日常生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させる地域の中核機関として、地域包括支援センターの制度化が 2005（平成 17）年の改正介護保険法に盛り込まれた。また 2011（平成 23）年の同法の改正においても同様の趣旨の改正が行われた。

◆地域包括支援センター

予防重視型システムの構築に向けて、公正・中立な立場から①総合相談支援事業、②介護予防ケアマネジメント事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関。地域包括支援センターには、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等を配置し、専門職の協働による業務を展開する。

◆地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームのことで、家庭的な雰囲気の中で介護サービスが受けられます。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って市町村が指定を行う。

◆地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービスをいう。

地域密着型サービスには、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定時・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、複合型サービス、地域密着型通所介護があり、サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業所の指定及び指導・監督を行う。

◆特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の特定施設に入居している要介護者に対して、その特定施設内において、介護サービス計画に基づいて行なわれる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上又は療養上の世話、機能訓練を指す。

な 行

◆認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記憶・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

◆認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク

地域で暮らす認知症高齢者の異変を地域の支援を得て早期に発見し、適切な支援体制を構築しながら安心して暮らし続けられる体制。

◆認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などの出来る場所。自治体や病院、高齢者施設、特定非営利法人などによって運営される。

◆認知症キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。

◆認知症ケアパス

自分や家族、近所の方が認知症になった場合に、どこでこういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるように認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示するための概念図。

認知症ケアパスの概念図を作成することは、多職種連携の基礎となる。厚生労働省が平成 24 年 6 月に発表した「今後の認知症施策の方向性」の中でも、認知症ケアパスは認知症ケア全体の流れを左右するものとして重視されている。

◆認知症サポーター

市町村が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が 2005（平成 17）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる 10 か年」の構想の一環である「認知症サポーター100 万人キャラバン」によるもの。

◆認知症初期集中支援チーム

認知症に関する医療や介護の専門職によるチームで、認知症の早期診断・対応に向けた支援体制を整える。具体的には認知症が疑われる家庭を訪問し、適切な医療や介護につなげる役割を持つ。

◆認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

要支援・要介護者であって認知症の状態にある方に対して、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。ただし、このサービスは、その認知症に伴って著しい精神症状を呈する方、その認知症に伴って著しい行動異常がある方、その方の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。介護保険における地域密着型サービスのひとつとして位置づけられている。

◆認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じて必要な医療・介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制を構築し、認知症の人やその家族の支援を行う者のこと。

◆認定調査員

認定調査員とは、要介護度を判定する為に申請者の自宅等を訪問し、厚生労働省の定めた認定調査票（74項目）を基に、申請者がどの程度介護を必要とする心身状態なのかを調査する者をいう。

は 行

◆ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」を指します。

◆フレイル

健康な状態と要介護の中間の段階を指します。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。フレイルには「可逆性」という特性もあります。自分の状態と向き合い、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができます。

ま 行

◆民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行う。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動している。

や 行

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。

◆ユニットケア

特別養護老人ホームなどにおいて、居室をいくつかのグループに分けて一つの生活単

位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。グループごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設け、また職員の勤務形態もユニットごとに組むなど、施設の中で居宅に近い居住環境を作り出し、利用者一人ひとりの個別性を尊重したケアを行う試みといえる。ユニットケアは建物の構造や職員配置等の整備がなされれば完成というものではなく、そうした環境の中で、暮らしを共に過ごすようなケアが展開されるかが重要である。

◆要支援・要介護（要支援状態・要介護状態）

介護保険制度では、認定審査会が行う要介護認定の結果、「要支援 1～2」または「要介護 1～5」と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができる。

要支援状態とは、要介護とは認められないが、身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態、または身体上もしくは精神上の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。

要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態。

◆予防給付

介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

ら 行

◆リハビリテーション

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

◆老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその心身の健康の保持や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。

第9期穴水町介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和6年3月

穴水町

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ウの 174 番地

穴水町役場住民課